

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、行政、建設企業、公共及び民間の発注者その他建設業に関わる者が一体となって、建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等に向けた取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUS の活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 その他、CCUS の活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 三 CCUS の活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 四 CCUS の活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
 - 二 建設業者団体
 - 三 建設工事の発注者で構成する団体
 - 四 建設業に関係する団体（第二号及び第三号に掲げるものを除く）
 - 五 厚生労働省
 - 六 国土交通省
 - 七 日本年金機構
 - 八 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第二号に掲げる構成員は、社会保険加入促進計画を作成し、協議会に提出する。
- 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員とな

る。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長5人以内を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から互選によって選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。
- 5 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第7条 協議会の招集は、会長が行う。

- 2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

- 2 本協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、平成24年5月29日より施行する。(平成29年5月8、平成30年6月21日、令和3年3月19日、令和3年12月20日一部改訂)

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計 106 団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(82団体)

(一財) 中小建設業住宅センター
(一社) 建設産業専門団体連合会 ○
(一社) 建築開口部協会
(一社) 住宅生産団体連合会
(一社) 消防施設工事協会
(一社) 情報通信エンジニアリング協会
(一社) 全国基礎工事業団体連合会
(一社) 全国クレーン建設業協会
(一社) 全国建行協
(一社) 全国建設業協会 ○
(一社) 東京建設業協会
(一社) 全国建設産業団体連合会
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社) 全国建設室内工事業協会
(一社) 全国タイル業協会
(一社) 全国ダクト工業団体連合会
(一社) 全国中小建設業協会
(一社) 全国中小建設工事業団体連合会
(一社) 全国鐵構工業協会
(一社) 全国道路標識・標示業協会
(一社) 全国特定法面保護協会
(一社) 全国防水工事業協会
(一社) 全日本瓦工事業連盟
(一社) 鉄骨建設業協会
(一社) 日本アンカー協会
(一社) 日本ウェルポイント協会
(一社) 日本ウレタン断熱協会
(一社) 日本運動施設建設業協会
(一社) 日本海上起重技術協会
(一社) 日本型枠工事業協会
(一社) 日本機械土工協会
(一社) 日本基礎建設協会

(一社) 日本橋梁建設協会
(一社) 日本金属屋根協会
(一社) 日本空調衛生工事業協会
(一社) 日本グラウト協会
(一社) 日本計装工業会
(一社) 日本建設業経営協会
(一社) 日本建設業連合会 ○
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
(一社) 日本建設組合連合
(一社) 日本建築板金協会
(一社) 日本在来工法住宅協会
(一社) 日本左官業組合連合会
(一社) 日本サッシ協会
(一社) 日本シャッター・ドア協会
(一社) 日本潜水協会
(一社) 日本造園組合連合会
(一社) 日本造園建設業協会
(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
(一社) 日本電設工業協会
(一社) 日本道路建設業協会
(一社) 日本塗装工業会
(一社) 日本葦工業連合会
(一社) 日本トンネル専門工事業協会
(一社) 日本内燃力発電設備協会
(一社) 日本配管工事業団体連合会
(一社) 日本保温保冷工業協会
(一社) 日本屋外広告業団体連合会
(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
(一社) ビルディング・オートメーション協会
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社) フローリング協会
(一社) マンション計画修繕施工協会

(公財) 建設業適正取引推進機構
(公社) 全国解体工事業団体連合会
(公社) 全国鉄筋工事業協会
(公社) 日本エクステリア建設業協会
全国圧接業協同組合連合会
全国板硝子工事協同組合連合会
全国管工事業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国建設労働組合総連合 ○
全国建具組合連合会
全国ポンプ・圧送船協会
全国マスチック事業協同組合連合会
全日本板金工業組合連合会
ダイヤモンド工事業協同組合
日本外壁仕上業協同組合連合会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体(8団体)

(一財) 建設業振興基金
建設業労働災害防止協会
(公財) 建設業福祉共済団
(公社) 全国ビルメンテナンス協会
全国社会保険労務士会連合会
独立行政法人勤労者退職金共済機構
日本行政書士会連合会
日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

大臣官房会計課
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課
不動産・建設経済局建設業課
不動産・建設経済局建設市場整備課(事務局)

発注者団体(16団体)

(一社) 全国住宅産業協会
(一社) 日本ガス協会
(一社) 日本経済団体連合会
(一社) 日本建築士事務所協会連合会
(一社) 日本自動車工業会
(一社) 日本電機工業会
(一社) 日本民営鉄道協会
(一社) 不動産協会
(一社) 不動産流通経営協会
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公社) 全日本不動産協会
(公社) 日本建築家協会
(公社) 日本建築士会連合会
(公社) 日本建築積算協会
電気事業連合会
日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体)

全国市長会
全国知事会
全国町村会

行政関係機関

厚生労働省
労働基準局労働保険徴収課
職業安定局雇用保険課
職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室
雇用環境・均等局勤労者生活課
保険局保険課全国健康保険協会管理室
年金局事業管理課
日本年金機構 厚生年金保険部

◎: 会長 ○: 副会長(4)

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律の改正について

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※	417万円/年	(▲15.6%)	2,022時間/年	(+3.5%)
全産業	494万円/年		1,954時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善
賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止
資材高騰分の転嫁

働き方改革
労働時間の適正化

生産性向上
現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止
➡国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)
- 原価割れ契約**の禁止を受注者にも導入

元請
材料費
自社経費
下請経費
労務費

1次下請
自社経費
下請経費
労務費

2次下請
自社経費
下請経費
労務費
賃金

中央建設業審議会が勧告

標準労務費

著しく下回る見積り・契約を禁止

労務費確保のイメージ

2次下請の技能労働者

賃金

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・**工期ダンピング対策**を**強化**(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)
・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例. 元下間でデータ共有)
➡特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

発注者

設計図
現場写真

元請業者

下請業者

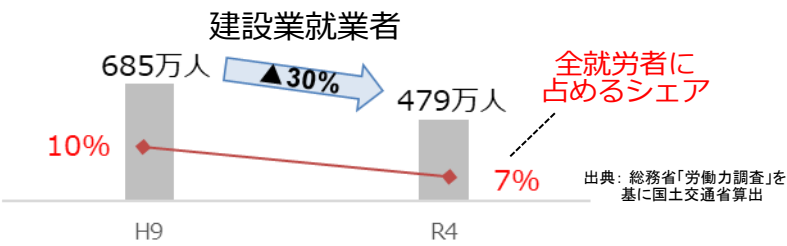
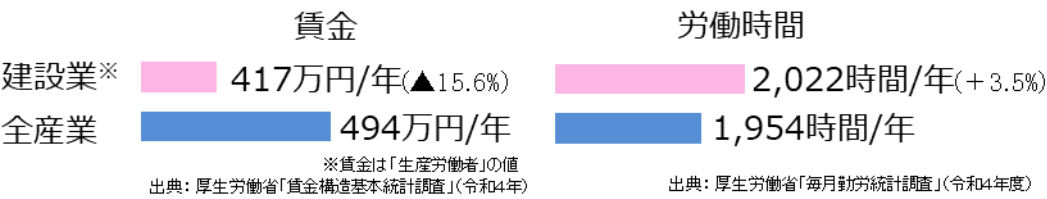
技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

タブレットを用いて
情報共有を円滑化

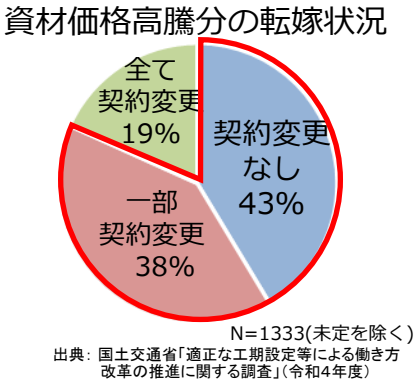
改正法 背景と方向性

背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い
➡ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

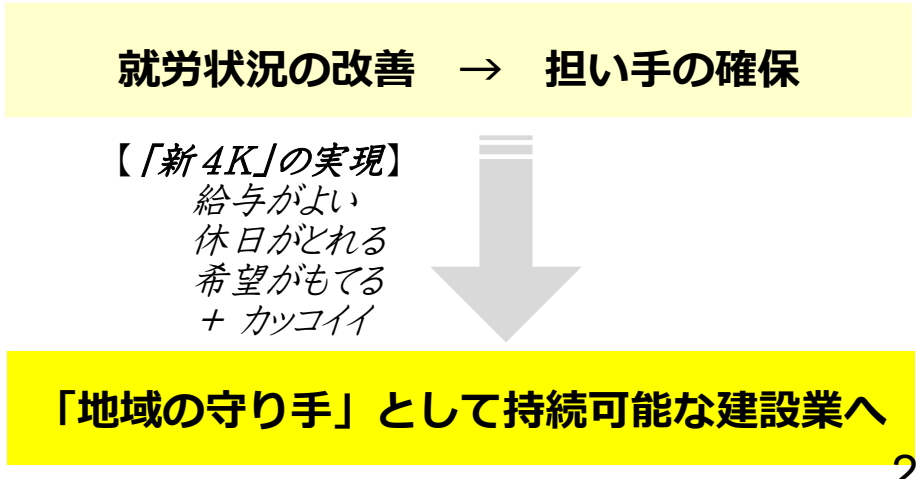
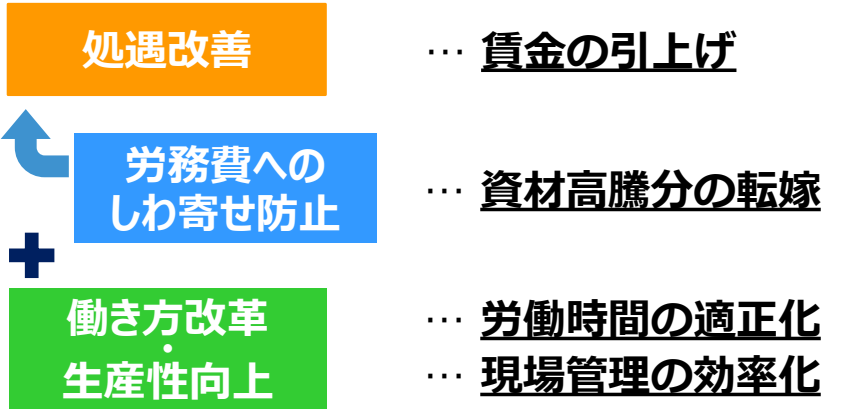


- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。

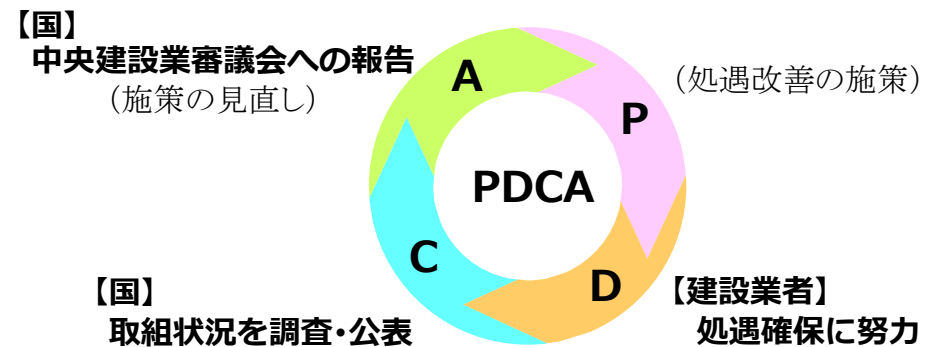


改正概要① 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

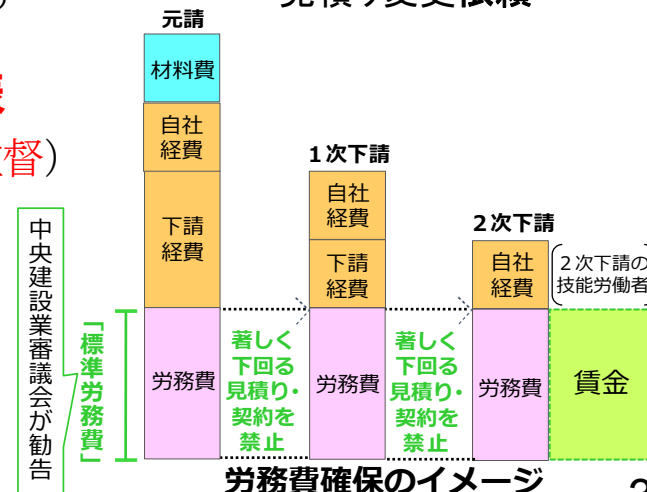
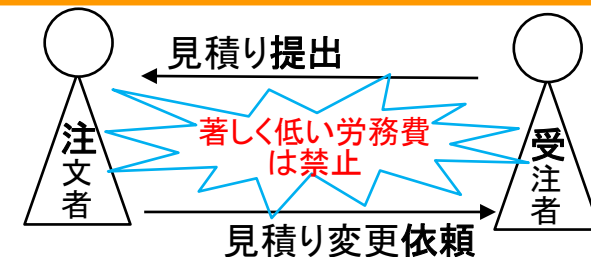


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

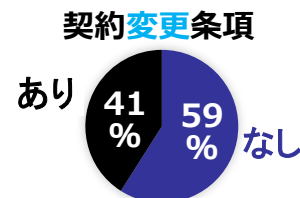
- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

改正概要② 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

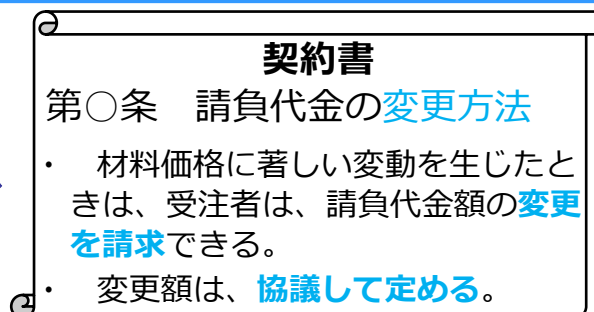
契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
 ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**
(現行) **注文者**は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書**の**法定記載事項**(現行)

契約後

○ 上記通知をした**受注者**は、注文者に**工期の変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化

(請負額) (従前) (請負額) (改正後)

専任 (専任) (条件を満たす場合) 兼任可

3,500万 4,000万

政令の額

↑ (R5.1 引上げ済)

専任不要 専任不要

◆ 営業所専任技術者の兼任**不可** ◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- 兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理

② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理**の「**指針**」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有

元請業者 下請業者

設計図 現場写真

発注者

○ 公共発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

R6.3.27中央建設業審議会
総会資料より一部修正

「今後の協議会重点課題」

今後の協議会重点課題

…本年度改訂部分

今後の協議会重点課題(総括)

○ 建設業における今後の担い手確保のため、建設キャリアアップシステムの登録及び活用を推進し、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、適正な労務費の確保・行き渡りが、技能者の処遇改善につながる好循環を生み出す必要がある。

また、安全書類の作成の効率化等を通じた働き方改革推進のため、建設キャリアアップシステムと労務安全システム等との連携強化を図る必要がある。

○ 一人親方が安心して働ける環境整備のために、適切な契約形態かどうかを判断する働き方自己診断チェックリストの活用を促進し、適切でない一人親方の目安についてより精緻な基準を設ける必要がある。

○ 建退共制度について、掛金納付の状況が透明化され事務作業の負担を軽減できる電子申請方式及びCCUS連携の利用促進を図り、証紙貼付方式については適正な掛金納付を確保する必要がある。

取組内容

- ① 建設キャリアアップシステムの推進
- ② 建設業の一人親方対策の推進
- ③ 建退共・CCUS連携の利用促進
- ④ 賃上げの推進・適切な賃金及び法定福利費等の確保・行き渡り

今後の協議会重点課題①

① 建設キャリアアップシステムの推進

建設キャリアアップシステムを通じて、技能者が技能・経験に応じて適切に処遇され働き続けられる環境を実現し、建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために以下の取組を実施する。

(1) 建設キャリアアップシステムの活用推進

⇒ 更なる登録者の増加とともに、公共・民間問わず現場で技能者がCCUSを確実に利用できるよう、就業履歴の蓄積と能力評価の環境整備を強化する。

(2) 他制度との連携強化による機能の充実

⇒ 建退共の電子申請方式による掛金納付との連携により、退職金充当の効率化を図る。

⇒ 建設キャリアアップシステムと労務安全システム等との連携強化により、下請企業等の安全書類等の作成事務の効率化を図る。

(3) CCUSを活用した技能者の処遇改善

⇒ 能力評価を受けられない技能者の解消に向け、多能工や住宅建築分野を含む能力評価基準の整備を進める。

⇒ 技能レベルを反映した手当支給や賃金支払を促進するとともに、技能者を大切にする適正企業の評価向上を通じてこれらの取組を後押しする。

⇒ CCUSを活用して技能者の賃金上昇につながる取組の普及拡大に向け、建設業界との連携を強める。

② 一人親方対策の推進

過度な重層下請構造の是正、技能者の処遇改善と技能向上を図るため、規制逃れを目的とした一人親方対策、一人親方と建設企業の取引環境の適正化を目指し、以下の取組を実施する。

(1) 規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

- ⇒ 働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含む一人親方の実態把握や、発注者も対象とし、地方部を重点的とした一人親方対策の情報共有を進める。
- ⇒ 一人親方の就労状況について、適切な請負契約となっているかどうかを判断するツールである「**働き方自己診断チェックリスト**」のより一層の活用促進を図り、活用率を約5割まで高めることを目指す。
- ⇒ チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請企業・元請企業のみならず関係者一体となって取り組み、雇用契約の締結の徹底、改善が見られない場合の当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いを進める。

(2) 建設業の一人親方問題に関する検討会にて示された今後の方針に係る検討

- ⇒ 建設業の一人親方問題に関する検討会で今後の方針として示された「適正でない一人親方の目安」の策定について、実態を踏まえたものにするため、**一人親方の実態把握を強化する**。

(3) 一人親方と建設企業の適正取引等の推進

- ⇒ 一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、**必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう**、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。
- ⇒ 一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す取り組みを進める。
- ⇒ 法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%ポイント引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。
- ⇒ 工期の平準化の取組、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費の技能者を雇用する建設業者への価格転嫁等により、企業にとって社員化が負担にならない環境づくりを進める。

③ 建退共・CCUS連携の利用促進

建退共・CCUS連携の利用を促進し、技能者の退職金掛金納付を効率化することにより、就労実績に応じた退職金の支払がなされるよう、以下の取組を実施する。

(1) 建退共・CCUS連携の利用促進

⇒ **建退共の電子申請方式とCCUSとの完全な連携を実現**するとともに、**掛金納付における電子申請方式及びCCUS連携について周知**し、利用の促進を図る。

(2) 公共工事における発注者による掛金納付の履行確認の徹底

⇒ 公共工事において、発注者により実施することとなっている、**建設事業者の掛金納付の履行確認を徹底**し証紙貼付方式並びに電子申請方式における適正な掛金納付を推進する。

④賃上げの推進・適切な賃金及び法定福利費等の確保・行き渡り

技能者の賃金水準の向上と、賃金及び法定福利費の適切な行き渡りを促進し、技能者の処遇改善及び公平・健全な競争環境の整備へとつなげるために、以下の取組を実施する。

(1) 国土交通大臣と建設業団体の意見交換会を踏まえた賃上げの取組

⇒ 国土交通大臣と建設業団体の意見交換会を踏まえて、技能者の賃上げについて、「5%を十分に上回る上昇」を目標として取り組む。

(2) 公共工事設計労務単価の上昇を踏まえた賃金水準上昇に向けた官民の協働

⇒ 公共事業設計労務単価の上昇が現場に着実に広がり、地方公共団体や民間工事に従事する技能労働者の賃金水準の上昇につながる好循環が持続できるよう官民一体となって取組を推進する。

⇒ 技能者の処遇改善を着実に進めるため、技能・経験に応じた賃金が支払われるようCCUSレベル別年収の活用を促進するとともに、より多くの技能者にとっての賃金水準として活用できるものにするため、CCUSの登録、現場利用、能力評価を促進する。

(3) 賃金及び法定福利費等の適切な行き渡りの促進

⇒ 適正取引の推進のため、元請企業は下請企業に対して労務費と法定福利費等を内訳明示した見積書の提出または標準見積書の提出を求めるよう徹底するとともに、発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費等を内訳明示する。

⇒ 法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%ポイント引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。(再掲)

⇒ 受発注者と連携し、賃金支払いの原資となる適正な労務費の確保・行き渡りを図る。

(4) 法定福利費等の見積りの尊重

⇒ 元請企業は、下請企業から提出された見積もりを尊重し法定福利費等を確保する。

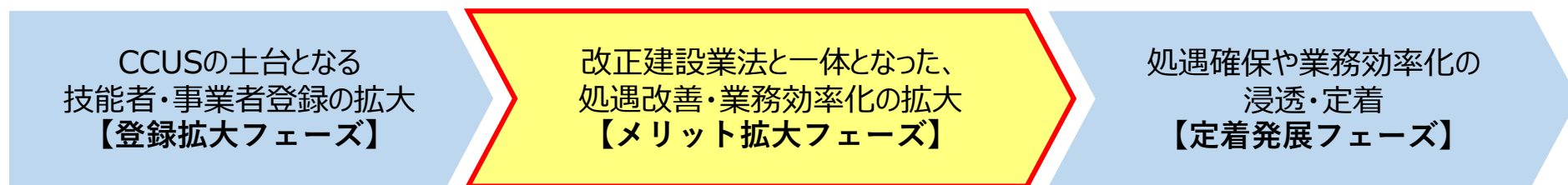
⇒ 発注者は法定福利費等が適正に見込まれた発注をするとともに、法定福利費等の確保に配慮すること。

建設キャリアアップシステムの推進

CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画案（概要）

- これまでの 5 年間の取組を通じて、CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展。
- 今後 3 年間で、改正建設業法に基づく取組と一体となって、この土台を活用した処遇改善や業務効率化のメリット拡大を図る。

●今回の「3 か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

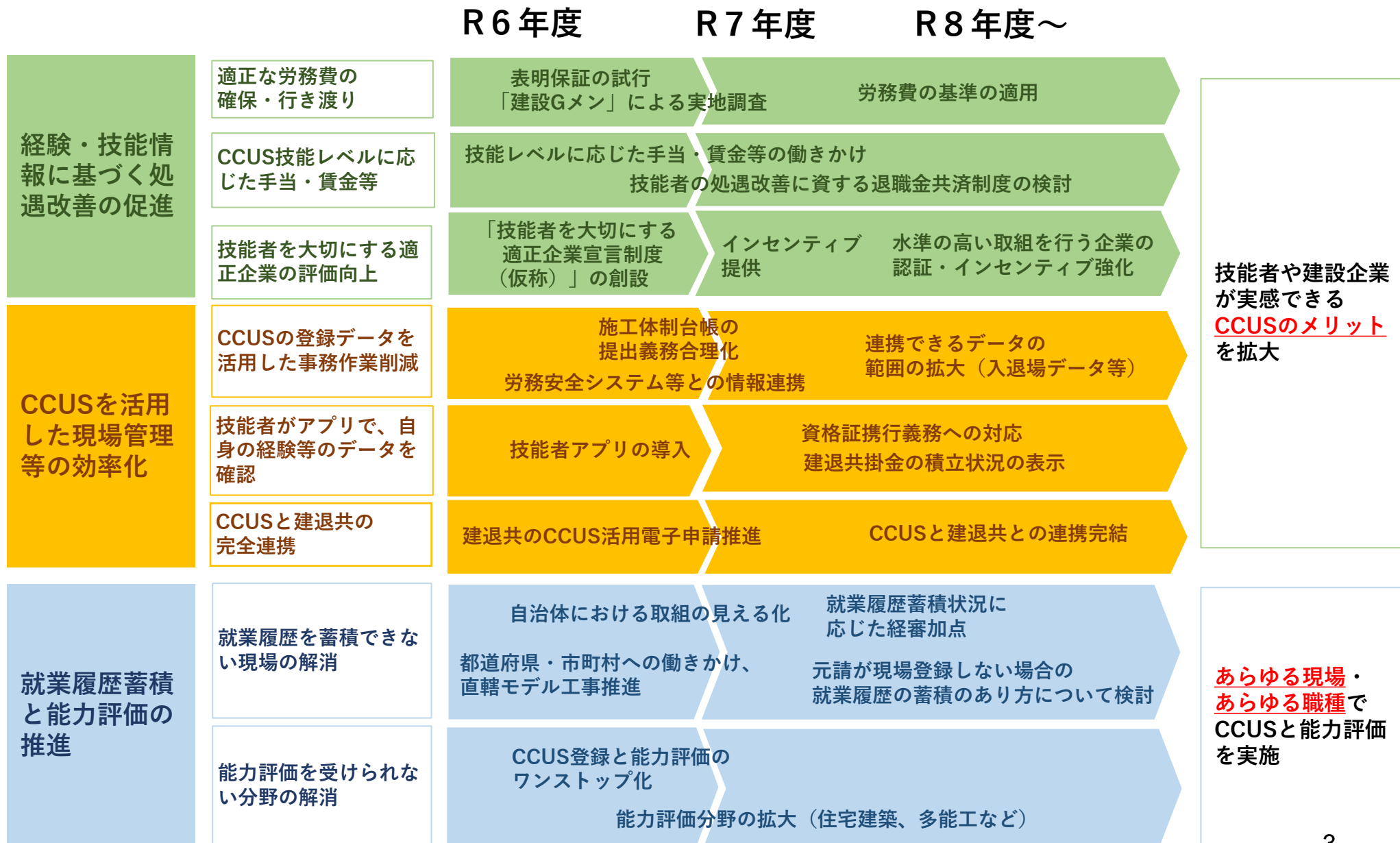
- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できるCCUSのメリットを拡充

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画案（ロードマップ）



1. 経験・技能に応じた処遇改善

(1)「労務費の基準」に適合した労務費・賃金の支払確保

- ・改正建設業法に基づき、「労務費の基準」を踏まえた労務費を下請業者まで行き渡らせ、その上で、下請業者には、CCUSの技能レベルに応じた賃金（レベル別年収）の支払徹底を求める。これらが実効性あるものとなるよう、「建設Gメン」が監視
- ・まずは、「労務費の基準」の作成を進めるほか、適正な労務費・賃金の支払を表明保証する契約上の取組を、改正法に先立って試行。また、「建設Gメン」が発注者を含む幅広い関係者への実地調査を開。
- ・改正建設業法による労務費の確保と行き渡りがレベル別年収に見合う賃金支払に結びつくよう、「労務費の基準」とレベル別年収との数的関係を整理
- ・改正建設業法に基づき作成する労務費見積書の標準様式を作成し、技能者のCCUSレベルを内訳明示できるようにすることで、見積書を作成する下請業者の差別化を促進し、能力に応じた労務費の確保を後押し
- ・上記のほか、「労務費の基準」とCCUSとの連携の在り方を検討

(2)CCUSレベル別年収の改定

- ・令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるCCUSレベル別年収へ改定

(3)CCUSレベルに応じた賃金支払の確認システムの構築

- ・適正な賃金支払の状況を簡便に確認するシステムの検討。
- ・CCUSレベルに応じた賃金の支払状況を踏まえ、「建設Gメン」が労務費の行き渡りの確認と必要な改善指導

(4)法定福利費の支払確保（年金加入の徹底）

- ・法定福利費についても、改正建設業法に基づく確保・行き渡りを検討し、CCUSにより確認される社会保険加入状況に応じて、「建設Gメン」が発注者に対して法定福利費の支払徹底を調査・指導

(5)CCUSレベルに応じた賃金・手当制度の倍増

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当制度への支援の検討
- ・取組事例の倍増を目標に、手当制度の充実を関係業界へ働きかけ

(6)CCUSを活用した「技能者を大切にす適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当支払い等を行う「技能者を大切にす適正企業」の自主的宣言制度を創設し、国交省HP等で掲載
- ・表彰、経審での加点等のインセンティブの導入や推進目標の設定などを検討、より水準の高い取組を行う企業の認証制度の構築

(7)外国人材の適正な処遇の確保

- ・能力レベルに応じ日本人と同等の賃金支払を確認を確認できるよう、特定技能外国人が能力評価を受けるようになる方策の検討

(8)施工能力等の見える化評価の促進

- ・施工能力等の見える化評価の元請・発注者と連携した見直し

2. 「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した現場管理等の効率化

(1) 労務安全システムとの情報連携による事務の効率化

- ・ CCUS登録情報を労務安全システム側で利用可能とし、データ入力作業等や安全書類（各種帳票等）の作成を効率化
- ・ 技能者を雇用する下請業者がCCUSに集約された入退場データを活用して技能者ごとの出面管理ができるよう、労務安全システムとの連携を推進
- ・ その上で、業界団体等から事務作業の課題を聴取し、さらなる効率化のための取組を検討・実施

(2) 施工体制台帳の作成・提出義務の合理化

- ・ 公共発注者への施工体制台帳提出を要しない場合に、CCUSと連動させて台帳登載事項が閲覧できる場合を位置づけ、広く公共発注者に施工体制台帳の電子閲覧の導入を働きかけ
- ・ 民間工事についても、発注者からの求めに応じて台帳を閲覧させる方法として、「CCUSと連動させて台帳登載事項を閲覧させる方法」を奨励

(3) CCUSを活用した現場管理作業の効率化

- ・ 特定建設業者及び公共工事受注者によるCCUS活用を強力に推進するため、改正建設業法に基づくICT指針に、CCUSを活用した現場管理作業の効率化を位置づけ

(4) 技能者のCCUS登録情報の確認の簡素化 (スマホアプリ上での確認等)

- ・ 技能者向けのスマホアプリ開発により、就業履歴、資格、建退共掛金の積立状況等を手元で確認できるよう対応
- ・ CCUSに資格者証情報を登録した技能者が、紙の資格者証の携行が不要となるよう対応

(5) CCUSと建退共との連携完結による事務の効率化

- ・ CCUSから直接、建退共への電子申請を可能とすることで、元請・下請における建退共事務を簡素化
- ・ 技能者の処遇改善に資する退職金共済制度のあり方を検討

(6) 適正な一人親方の確認の効率化

- ・ CCUS上で経験等が十分でない一人親方を確認できる機能を追加し、適正な一人親方の確認事務を効率化

(7) 現場管理への活用事例の横展開

- ・ CCUSを活用した現場管理等の効率化について、個社の取組事例を収集し、業界団体等と連携して横展開

3. CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の推進

(1) カードリーダー等がないために就業履歴を蓄積できない現場の解消

- ・カードリーダーの無償貸与、就業履歴蓄積環境の整備に対する経審加
点等の支援の継続
- ・建設業者団体と連携し、安価なカードリーダーや電話発信、iPhone
のカードリーダー機能での就業履歴登録等、小規模現場向けの就業履
歴蓄積方法の周知を強化
- ・元請が現場登録しない場合の就業履歴の蓄積のあり方について検討

(2) 公共工事・民間工事における就業履歴蓄積の推進

(i) 公共発注者に対する働きかけ強化

- ・受注者のCCUS登録や就業履歴の蓄積を促すための取組が拡大するよ
う、地方自治体に働きかけるとともに、取組状況を「見える化」
- ・予定価格の積算において、カードリーダー設置費用、現場利用料が現
場管理費に適切に計上されるよう、直轄モデル工事で用いている「現
場管理費率」を自治体工事でも活用するよう働きかけ
- ・現場登録に係る費用を対象とした助成制度について、入札公告の際に、
公共発注者から周知するよう働きかけ
- ・地域の理解を踏まえた直轄Cランクのモデル工事を引き続き推進
- ・就業履歴の蓄積状況に応じた経審加点制度の創設を検討

(ii) 民間工事発注者への周知啓発

- ・CCUSを活用することで民間発注者に生じる具体的なメリットをわ
かりやすく整理して周知徹底。

(3) 技能者・事業者登録に係る事務負担の軽減

- ・CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士のわかりやすい紹
介資料を作成し、周知

(4) 能力評価の拡充

(i) 能力評価の負担軽減

- ・CCUS登録と能力評価のレベル判定のワンストップ化するとともに手
数料も減額
- ・能力評価手数料に対する助成制度についてわかりやすく周知し、制度
活用を促進

(ii) 評価基準の策定・充実

- ・今後3年間で、原則すべての技能者が能力評価基準の対象となるよう
取り組むこととし、専門工事業団体が行う基準案の策定を支援（調査検
討費の助成等）
- ・工事の繁閑がある場合でも技能者の稼働率を維持可能とし、人材不足
にも対応できるよう、「多能工」に係る評価基準を作成する場合の統一
ルールを策定。各専門工事業団体のニーズに応じ、「多能工」に係る能
力評価の基準づくりを支援。
- ・各専門工事業の実態に応じてよりの確に能力評価を行うことを可能と
するため、現行の4段階の細分化や製造・加工現場で従事する技能者の
扱い等について検討し、ガイドラインを見直し
- ・住宅建築分野における能力評価基準の策定

(iii) 能力評価を行うインセンティブ拡大

- ・改正建設業法に基づき作成する労務費見積書の標準様式を作成し、技
能者の評価レベルを内訳明示できるようにすることで、見積書を作成す
る下請業者の差別化を促進。（再掲）

(5) 技能者自身で能力評価申請ができる環境の構築

- ・技能者自身が所属会社に頼らずに資格情報等の更新や能力評価の申請
等を行えるアプリ等を開発

(6) 求人情報サイト等を活用した能力評価の促進

- ・ハローワーク、求人・求職情報サイト掲載時にCCUSの技能レベルを記載でき
るよう関係機関に働きかけ

CCUSを活用した「技能者を大切にする適正企業」の評価向上・受注拡大

参考1

- 発注者・元請・下請を含めて、「技能者を大切にする適正企業」の評価を向上し、**サプライチェーン全体での建設技能者の処遇改善**に向けた取組を支援する。
(「技能者を大切にする適正企業」の自主宣言制度(仮称))



「技能者を大切にする適正企業」のイメージ

- 以下の取組を行うことにより、技能者を大切にする適正企業。
＜取組例※＞
(下請) 技能レベルに応じた手当や賃金支払、月給制、週休2日制
(元請・発注者) (一人親方含め) 適正な工期・労務費等での取引
(共通) 宣言企業との取引優先、CCUSの利用環境整備

※制度詳細は今後検討

「技能者を大切にする適正企業」の自主宣言制度(仮称)(R6)

- 発注者、元請、下請の区分毎に、CCUSを活用した技能者の処遇改善のための取組を行うことを宣言
- 宣言企業はロゴマークを使用可能とし、企業の一覧を国交省HP上で公表

宣言企業に対して、表彰、経審での加点、求人・求職情報サイトでの発信、ESG評価への組み込みなどのインセンティブを検討

R6年度		R6～7年度	R7年度～
取組基準を 検討・策定	企業による 自主的宣言	取組を行う企業への インセンティブ提供	水準の高い取組を行う企業の 第三者認証、インセンティブ強化

手元でCCUSの情報を簡単に確認できるツールの提供

参考2

- 技能者自身の就業履歴や保有する資格等を表示できる技能者アプリを提供。
- スマホ1つで資格者証の情報や建退共ポイントの確認等が可能に。

就業履歴を手元で確認(R6)

- いつ、どこで、どの職種・立場で就業したかが手元で確認可能に。
- 事前に登録していれば、有害物質取扱作業の履歴なども確認可能。

資格証の携行がスマホ1つで完結(R6-7)

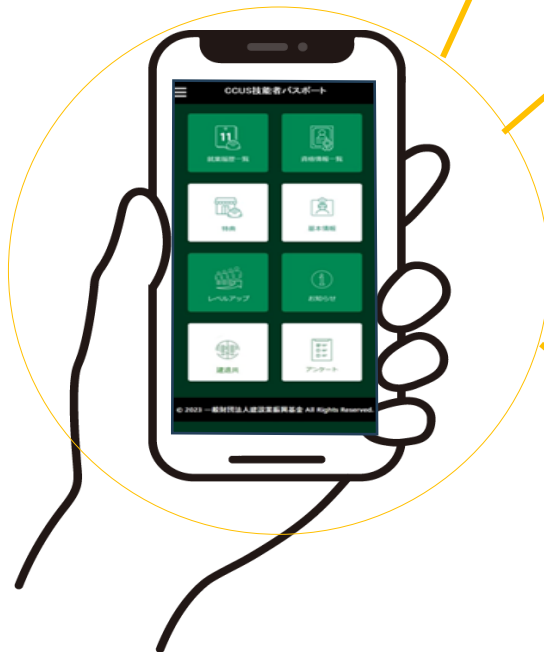
- CCUSに登録されている資格者証の画像をアプリに表示
スマホ1つで資格者証等の携行が完結。

(R6中に資格情報を整理)

建退共掛金の積立状況を手元で確認(R7)

- 就業履歴の蓄積に応じた、建退共掛金の積立状況と、退職金の見込み額が手元で確認可能に。

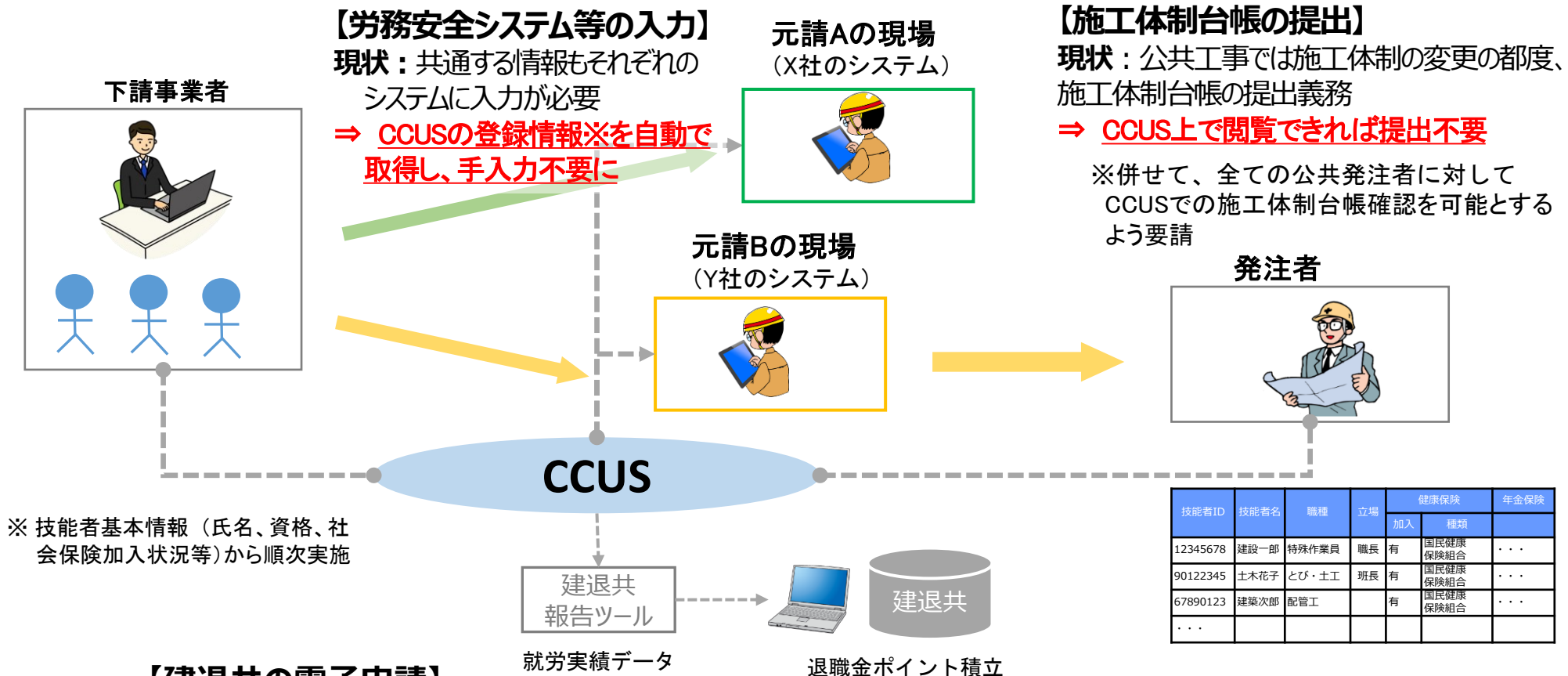
(現在は葉書での通知のみ)



「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した業務効率化

参考3

- CCUSの「共通のデータ基盤」としての機能を活用して、安全書類作成システムの入力、施工体制台帳の確認や建退共の積立等、元請・下請の様々な事務作業や現場管理を効率化し、働き方改革に貢献。



【建退共の電子申請】

現状：CCUSから建退共の電子申請をするために、一度専用ツールにデータを出力しなければならない

⇒ ワンタッチで建退共の就労実績登録を可能に (R7)

建設業の一人親方対策の推進

- 技能労働者の処遇向上と人材の確保を図るため、社会保険加入の促進とともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する必要
- 平成24年3月の中央建設業審議会の建議を踏まえ、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を推進

これまでの主な取組

建設業法や公共工事における対策の実施

- 建設業法を改正し、社会保険加入を建設業許可の要件化 (R2.10)
- 国土交通省直轄工事における対策
 - ・ 2次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定し、加入が確認できない場合は元請に対してペナルティを実施 (H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・ 公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設 (H29.7)

社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン（課長通知） (H24.11～)
 - ・ 元請企業は下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導（社会保険加入確認についてはCCUSの活用を原則化）
 - ・ 未加入企業を下請に選定しない、適切な保険に未加入の者は原則として現場入場を認めない取扱い
 - ・ 働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の働き方について適切性の確認を強化

法定福利費の支払の確保

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・ 専門工事業団体による「標準見積書」の作成・活用促進 (H25.9～) に加え、標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に要請 (R3.12～)
- 直轄工事予定価格への反映と請負代金内訳書への内訳明示
 - ・ 事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
 - ・ 標準約款（公共・民間・下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示 (H29.7)
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9～)

民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)

行政・元請・下請一体となった保険加入の推進 等

- 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会における一体的取組の推進 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を令和3年12月に発展的改組
 - ・ 建設業関係団体等（建設業関係団体、発注者団体を含む）106団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
 - ・ CCUSの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため開催
- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・ 全国社会保険労務士会連合会と連携し、相談窓口の設置・適切な保険について確認できるフローチャートの作成
 - ・ 一人親方の適切な請負契約についてリーフレットを作成し周知・啓発

社会保険加入状況調査結果について

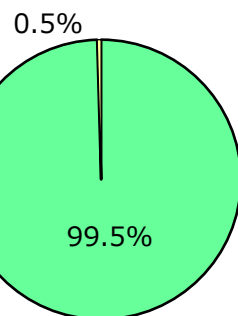
○ 公共事業労務費調査（令和5年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業単位の加入率は、**雇用保険、厚生年金保険では100%※**、**健康保険では99%※**となっています。
- ・ 労働者単位の加入率は、**雇用保険、健康保険、厚生年金保険ともに95%※** となっています。

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

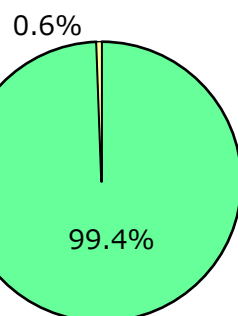
企業単位

<雇用保険>



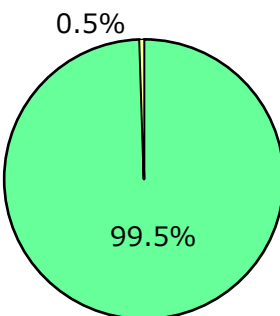
■ 加入 ■ 未加入

<健康保険>



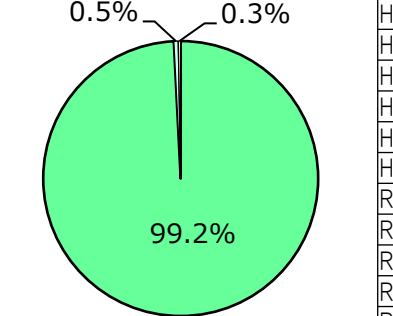
■ 加入 ■ 未加入

<厚生年金保険>



■ 加入 ■ 未加入

<3保険>



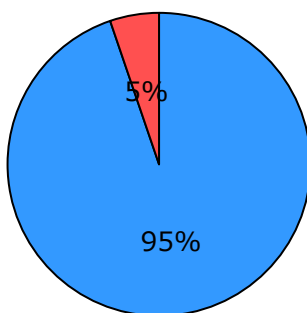
■ 全て加入 ■ 一部加入 ■ 未加入

企業単位・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%
R04.10	100%	100%	100%	100%
R05.10	100%	99%	100%	99%

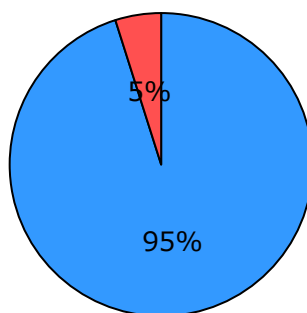
労働者単位

<雇用保険>



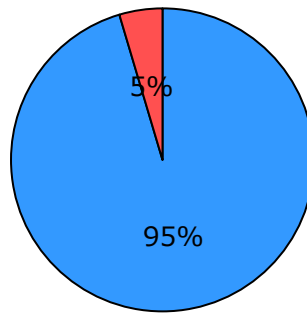
■ 加入 ■ 未加入

<健康保険>



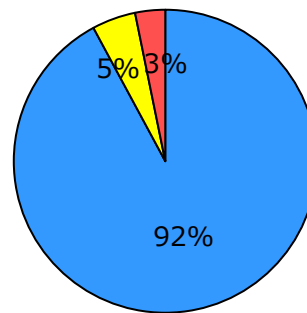
■ 加入 ■ 未加入

<厚生年金保険>



■ 加入 ■ 未加入

<3保険>



■ 全て加入 ■ 一部加入 ■ 未加入

労働者単位・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%
R04.10	94%	94%	95%	91%
R05.10	95%	95%	95%	92%

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

※ 令和3年10月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和4年10月調査以降これらのケースを除き、加入率を算出している

現状

- 国土交通省においては、
 - ・ 老後の生活や怪我時の保障など**技能者に対する処遇改善**
 - ・ 法定福利費を適正に負担する企業による**公平・健全な競争環境の整備**等の観点から、**平成 2 4 年度から社会保険加入対策を推進**しており、社会保険の加入率は、令和 5 年度には、**企業単位ではほぼ 1 0 0 %、技能者単位で 9 2 %**と、一定の改善がみられる。
- 一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）**が行われている可能性がある。
- 建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいるとの見解が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、**偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在**

課題

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図した、偽装請負としての一人親方化が進むことは、**技能者の処遇低下**のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、**公正・健全な競争環境の阻害**を招く。

建設業の一人親方問題に関する検討会の概要

社会保険加入・働き方改革規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等に関して実効性のある施策を検討するため、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」（現「CCUS処遇改善推進協議会」）の下に、「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」を設置し、学識経験者・建設業者団体等が協議を行うとともに、実効性ある施策のとりまとめ・推進を図る。

1. 検討会構成員

右記の通り

2. 主な検討内容

- 職種ごとの一人親方の実態把握
- 規制逃れを目的とした一人親方化対策
- 一人親方の処遇改善対策

等

3. 開催実績

第1回 令和2年6月25日

第2回 令和2年10月5日

第3回 令和3年12月24日

第4回 令和3年3月9日

(中間取りまとめ)

第5回 令和3年9月2日

第6回 令和4年3月9日

第7回 令和6年1月31日

構成員等

<有識者> (3)

- ・芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授 蟹澤 宏剛
- ・東京大学 社会科学研究所 教授 水町 勇一郎
- ・筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授 川田 琢之

<建設業者団体> (16)

- ・(一社) 日本建設業連合会
- ・(一社) 全国建設業協会
- ・(一社) 全国中小建設業協会
- ・(一社) 建設産業専門団体連合会
- ・(公社) 全国鉄筋工事業協会
- ・(一社) 住宅生産団体連合会
- ・全国管工事業協同組合連合会
- ・(一社) 全国建設室内工事業協会
- ・(一社) 日本機械土工協会
- ・(一社) JBN・全国工務店協会 (第4回から参画)
- ・(一社) 全国建設労働組合総連合
- ・(一社) 日本型枠工事業協会
- ・(一社) 日本電設工業協会
- ・(一社) 日本鳶工業連合会
- ・(一社) 日本塗装工業会
- ・(一社) 日本左官業組合連合会

<オブザーバー> (3)

- ・厚生労働省 労働基準局 監督課
- ・厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 建設・港湾対策室
- ・国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

<事務局>

- ・国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

一人親方の取組に関する申合せ(案)

- 「**規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策**」及び「**一人親方と建設企業の適正取引**」の推進を徹底するため、**令和6・7年度における取組**について、下記のとおり業界と**申し合わせる**。
- 令和8年度以降に「適正でない一人親方」の目安を策定することとし、そのための検討を進める。

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

- ・国土交通省は、働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含め、定期的に一人親方の実態把握を行い、適切に業界へ情報提供すること、労働安全衛生経費規則等の改正により、事業者が一人親方に危険・有害な作業を請け負わせる場合、その使用する労働者と同等の保護が図られるよう、適切な措置を実施することが義務付けられていることを周知すること、等により、規制逃れを目的とした一人親方化の進行を防止する。
- ・国土交通省は、規制逃れを目的とした一人親方化の問題に関して、「地方において理解が十分ではない」、「発注者においても理解していないケースがある」ことを踏まえて、一人親方本人・建設業者に加えて、発注者も対象に、地方部を重点的な対象として、説明会・リーフレット配布等を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・建設業団体は、一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めている**チェックリスト等**の活用を拡大するものとし、現行の活用率約2割を約5割に高めることを目指す。このため、国土交通省も、チェックリストが、一人親方が入場する全ての工事現場で活用されるよう、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。
- ・建設業団体は、チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請け企業において、雇用契約の締結（社員化）が徹底されるよう、元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いとするよう、取り組む。
- ・取組の徹底にあたっては、一人親方・下請企業だけでなく、元請企業・発注者・関係省庁も一体となって推進する。その際、国土交通省は、元請・下請企業に対し、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、労働関係法令の規制を逃れる目的で一人親方として請負契約を結ぶことがいわれる偽装請負に該当しうることを周知徹底する。
- ・国土交通省は労働者性の判断に関する問い合わせ対応の強化のため、厚生労働省と連携する。
- ・国土交通省は、取組の推進により、適正な一人親方まで排除されないことがないよう、適切な対応を業界へ周知するよう取り組む。

【適正な一人親方か否かの判断をしやすくするための検討】

- ・令和8年度以降に適正でない一人親方の目安を策定するため、検討を進める。その際、目安をCCUSレベル等の技能レベルによって示すこともあわせて検討し、国土交通省・建設業団体は、CCUSの能力評価を推進する。
- ・国土交通省は、CCUSの登録情報を活用して、チェックリスト等の確認を簡易に行うための措置を講じる。

一人親方の取組に関する申合せ(案)(続き)

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・建設業団体は、下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、下請企業が一人親方と書面で契約するよう徹底する。
- ・国土交通省は、一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・国土交通省は、技能者が一人親方になるか否かを慎重に判断できるよう、たとえば一人親方となった場合と引き続き社員である場合の区分に応じ、年金を含む収入にどの程度の差異が出るかを試算できるソフトを提供するなど、一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す。
- ・その上で、国土交通省及び建設業団体は、一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方化のメリット・デメリットを理解できるよう、技能者への説明等に取り組む。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・国土交通省は、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費を適切に価格転嫁し、技能者を雇用する建設業者に法定福利費が行き渡るよう、改正建設業法に基づき、労務費に加えて法定福利費についても、確保・行き渡り策の対象とすることを検討する。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・国土交通省は、建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、特に取組が遅れている自治体工事などを対象に工期の平準化の取組を強化する。

- ・適正でない一人親方の目安を策定する。
- ・適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。
- ・その他、令和6・7年度取引の進捗を踏まえて、取組を検討する。

賃上げの推進・適切な労務費及び法定福利費等の確保

建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会(R6.3.8)

開催概要

日時: 令和6年3月8日 7:55～8:15

出席者: 岸田内閣総理大臣、斉藤国土交通大臣、新藤経済財政政策担当大臣、宮崎厚生労働副大臣、
松村防災担当大臣・国土強靱化担当大臣、村井内閣官房副長官、森屋内閣官房副長官、
矢田内閣総理大臣補佐官、森内閣総理大臣補佐官、古谷公正取引委員会委員長

出席団体: 日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること、
- 働き方改革について、労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」こと

を国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

岸田内閣総理大臣から、

- 建設業について、未来への前向きな新3K、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる産業」に変えていかなければならない
- 申合せに沿った賃上げの強力な推進についてお願いするほか、官民挙げて「成長型経済」への転換を図り、建設業の担い手確保と持続的な発展につなげてまいりたい との発言。



令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比；+5.9% (平成24年度比；+75.3%)
主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比；+6.2% (平成24年度比；+75.7%)

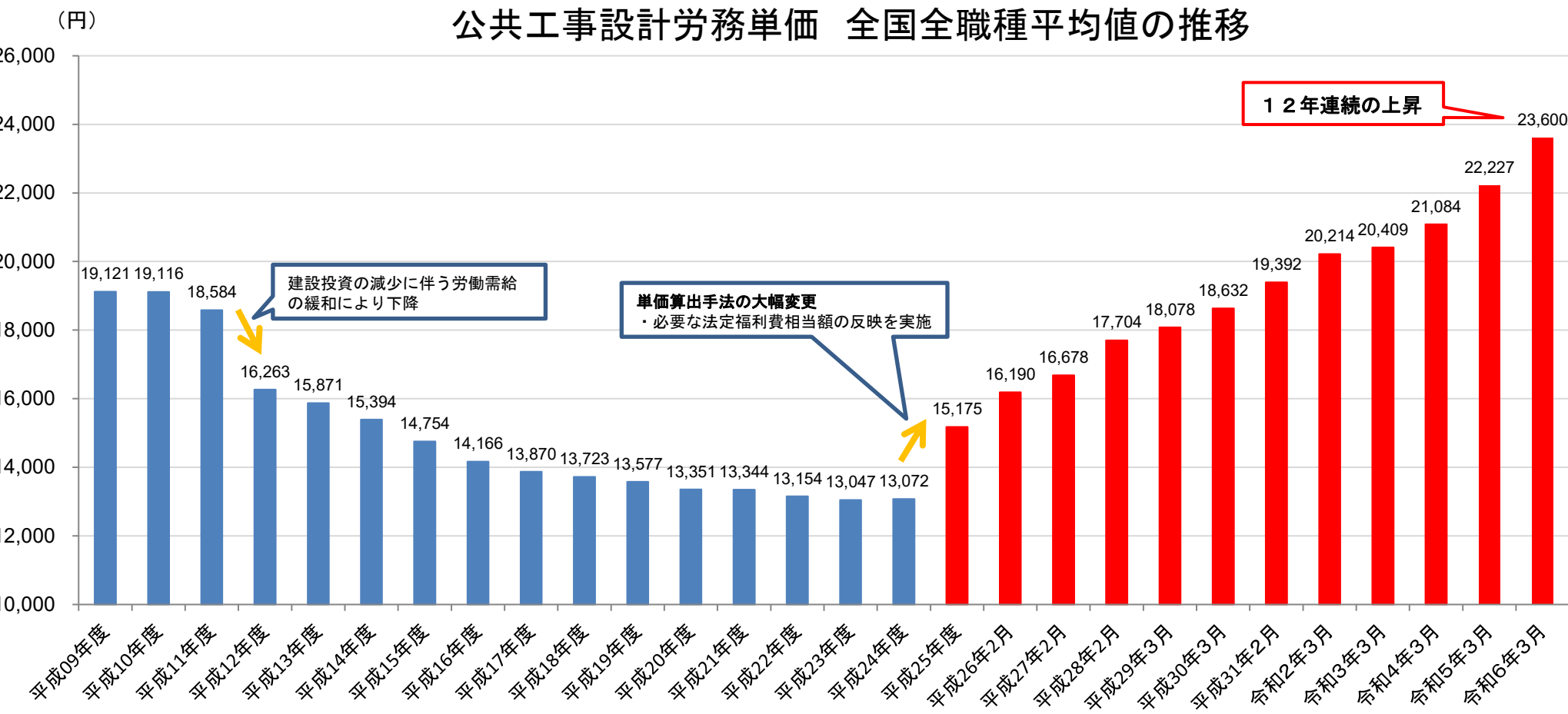
※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手（一般）	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型わく工	28,891円	+6.6%
軽作業員	16,929円	+6.3%	大工	27,721円	+4.9%
とび工	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄筋工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手（特殊）	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全 職 種	+15.1% → +7.1% → +4.2% → +4.9% → +3.4% → +2.8% → +3.3% → +2.5% → +1.2% → +2.5% → +5.2% → +5.9%												+75.3%
主要12職種	+15.3% → +6.9% → +3.1% → +6.7% → +2.6% → +2.8% → +3.7% → +2.3% → +1.0% → +3.0% → +5.0% → +6.2%												+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

<目的>

平成29年から毎年度、社会保険の加入、法定福利費や賃金の支払い状況等について実態を把握するための調査を実施。

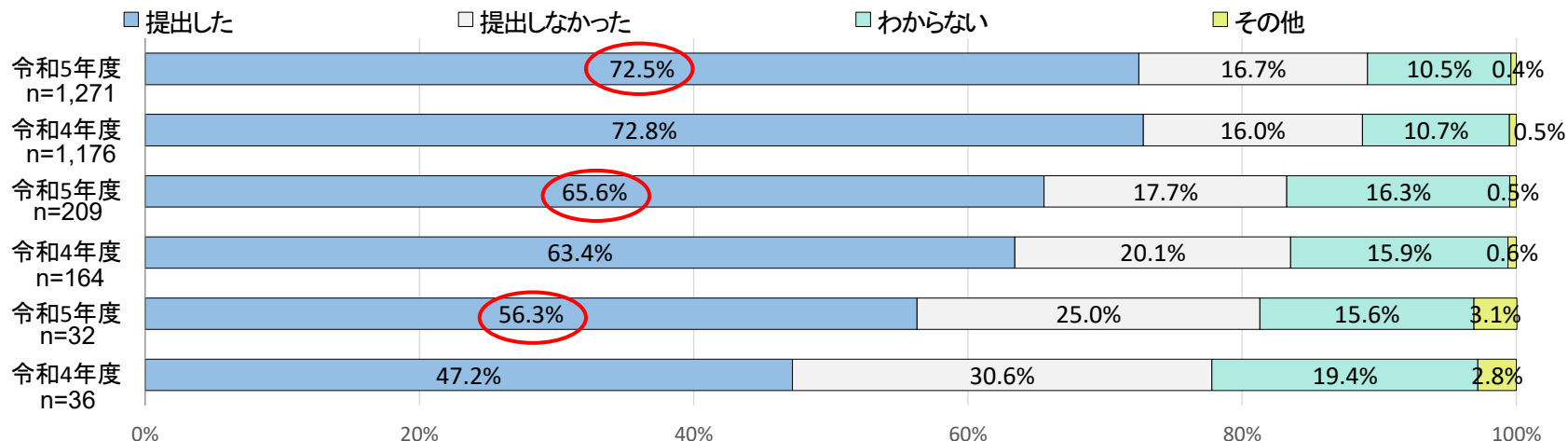
<調査概要>

1. 調査対象 建設業許可業者から無作為に抽出した30,000者
2. 調査手法 WEBアンケート ※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可
3. 調査項目
 - (1) 企業の概要
本社所在地、許可業種、企業の規模、CCUSの登録、給与形態、休日取得状況、主な発注者（公共・民間）、雇用する技能労働者の社会保険加入状況、建設業退職金共済制度の活用状況、建退共証紙の交付状況、一人親方の実態や契約方法、建設事業主等に対する助成金制度の利用
 - (2) 賃金の支払い状況
直近の一現場に従事した技能労働者に支払った賃金額、賃金額改定の有無、改定率
 - (3) 法定福利費の支払い状況等
直近の一現場における見積書の活用状況、
見積額と受取額の差（見積書に内訳明示した法定福利費の何%を受け取ったのか）、
請負代金内訳書の活用状況（注文者等に対し、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を明示したか）
※現場については、元・下／次数／公共・民間／規模／地域といった属性も調査
4. 調査時期 令和5年9月20日～令和5年10月23日

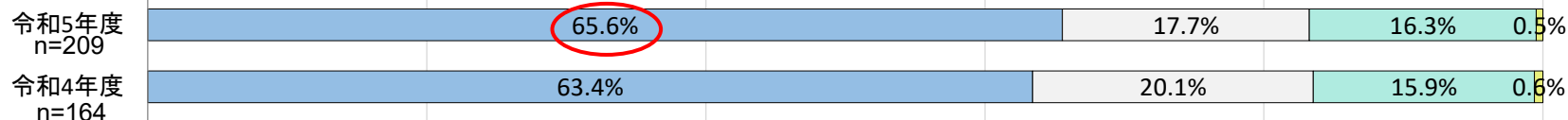
- 直近の一現場（公共・民間）において、法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況を調査
- 二次・三次下請の提出した割合が微増
- 下請次数が大きいほど提出した割合が減少する傾向

公共工事

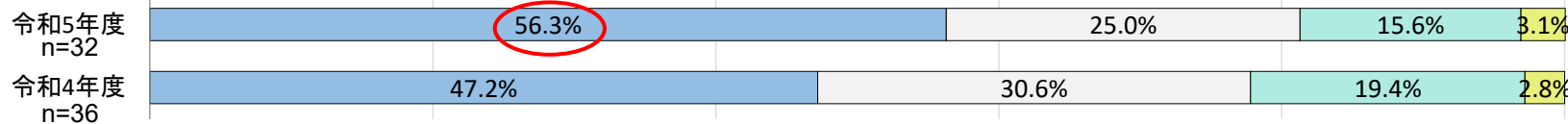
一次下請



二次下請

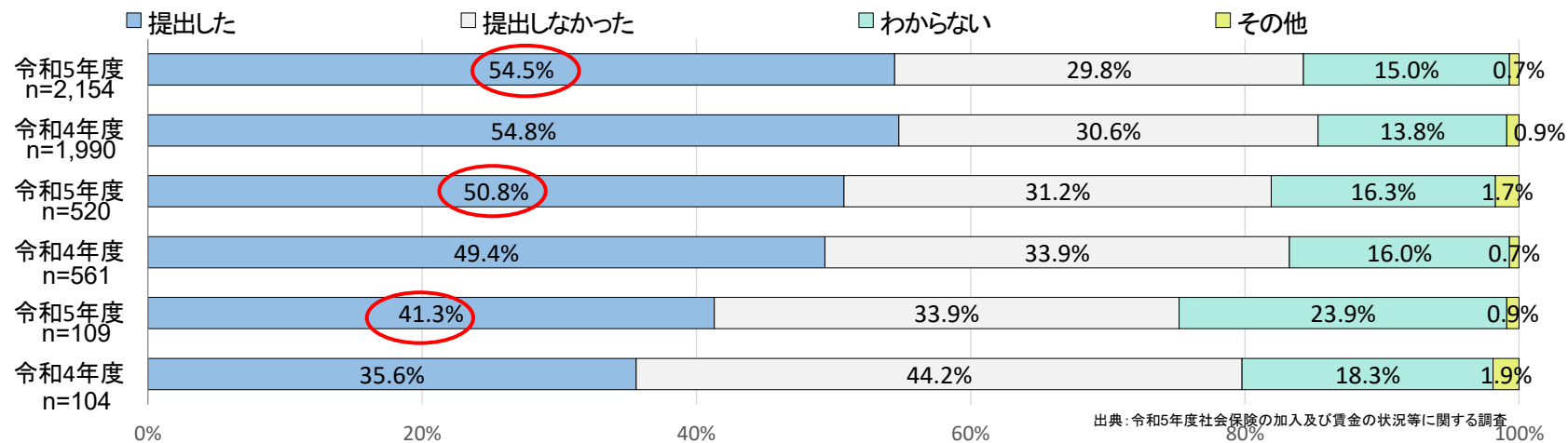


三次下請以降

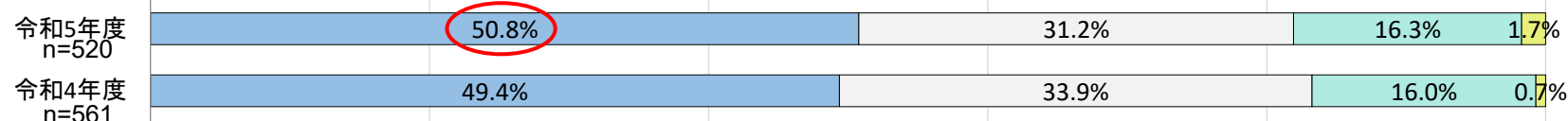


民間発注工事

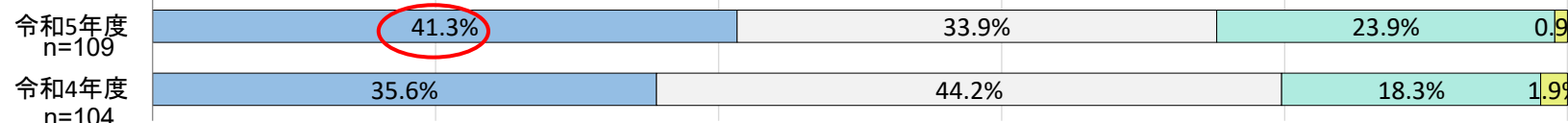
一次下請



二次下請



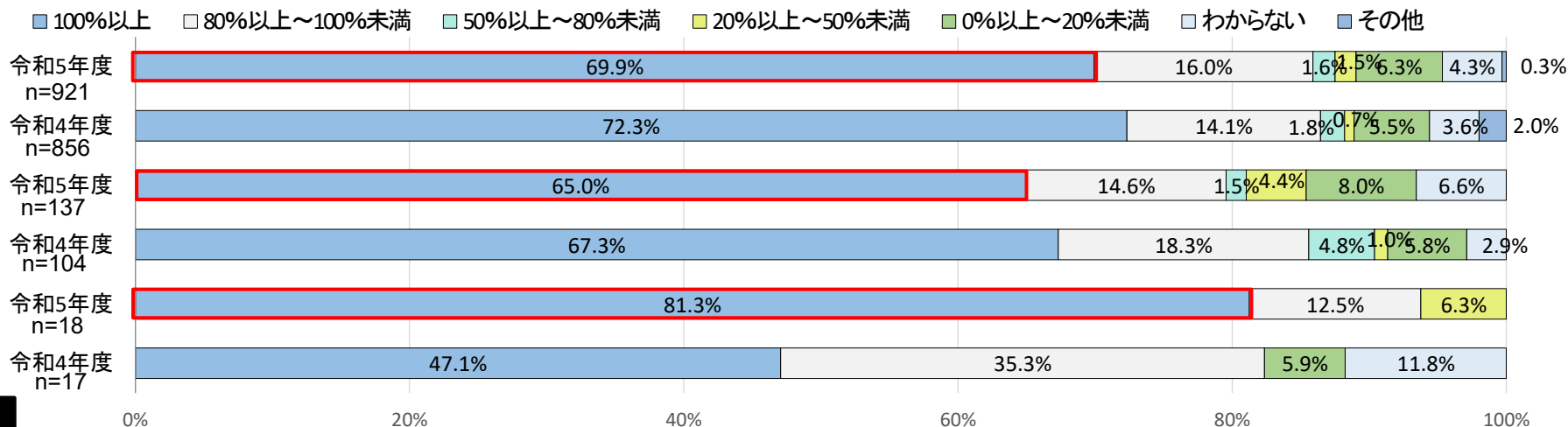
三次下請以降



- 直近の一現場（公共・民間）において、見積書に内訳明示した法定福利費の受取状況を調査
- 一次・二次下請で100%受け取れた企業の割合は、前年度（令和4年度）から微減

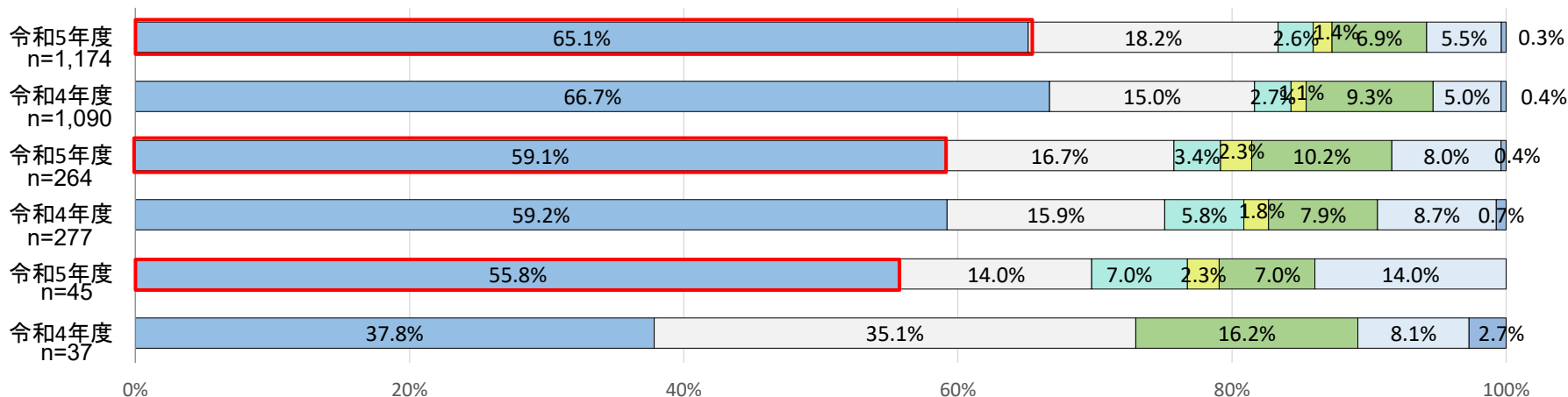
公共工事

一次下請



民間発注工事

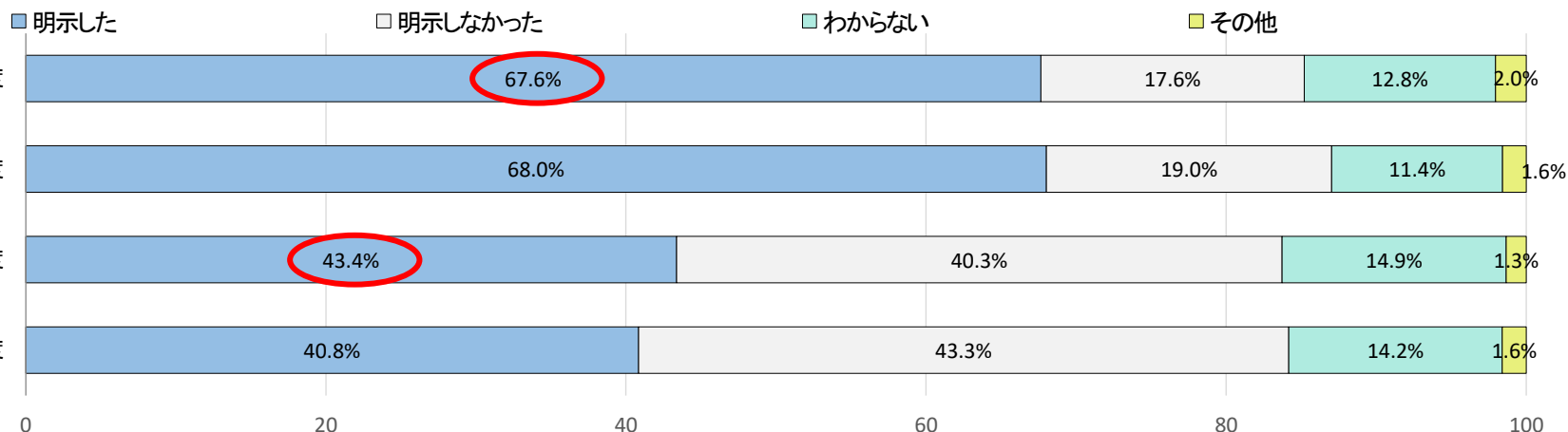
一次下請



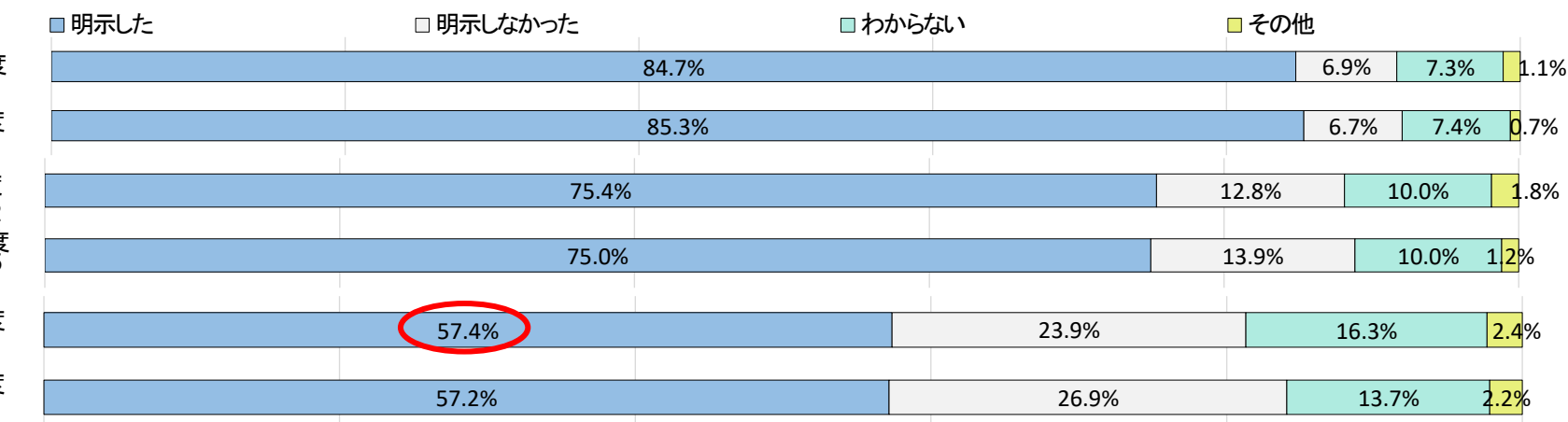
発注者に対する請負代金内訳書における法定福利費の明示の状況

- 直近の一現場（公共・民間）において、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況について調査
- 公共・民間発注工事別では、公共工事では約7割が明示したが、民間工事では約4割にとどまっている。
- 公共工事の発注者別では、国や都道府県に比べて市区町村発注工事では割合が低く、6割程度にとどまっている。

＜請負代金内訳書における法定福利費の明示＞



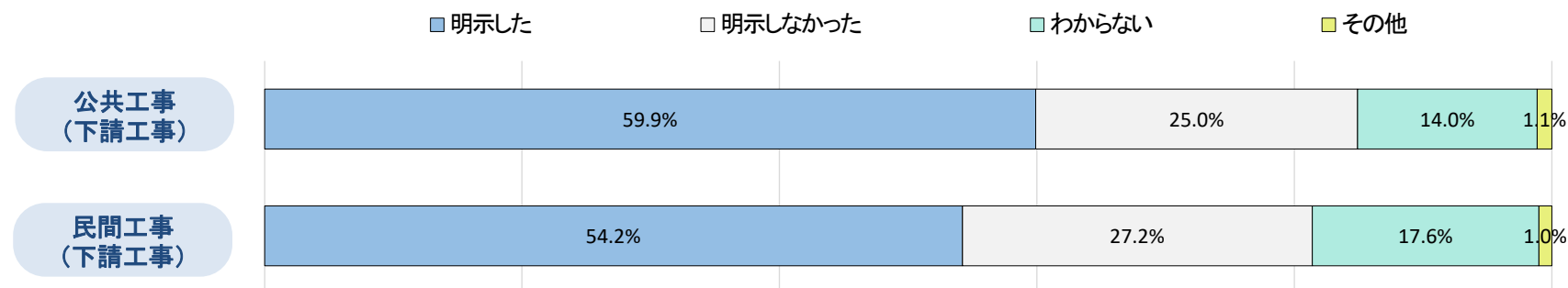
＜請負代金内訳書における法定福利費の明示（元請工事・公共工事・発注者別）＞



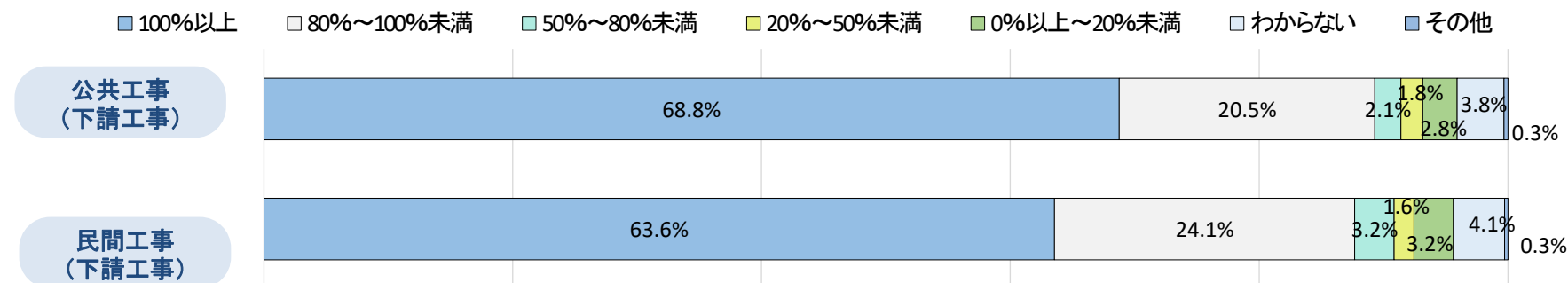
下請企業における見積書への労務費の明示状況

- 見積書へ労務費を明示している下請企業は、公共工事で約6割、民間工事で約5割
- 明示した下請企業のうち、公共工事では約7割、民間工事では約6割が見積もった金額の100%以上の労務費を受け取ったと回答。

＜見積書における労務費の明示＞



＜明示した労務費の受け取り状況＞

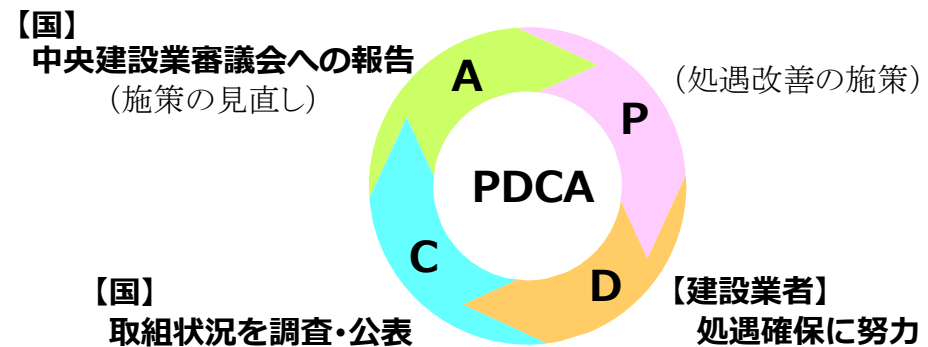


改正概要① 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

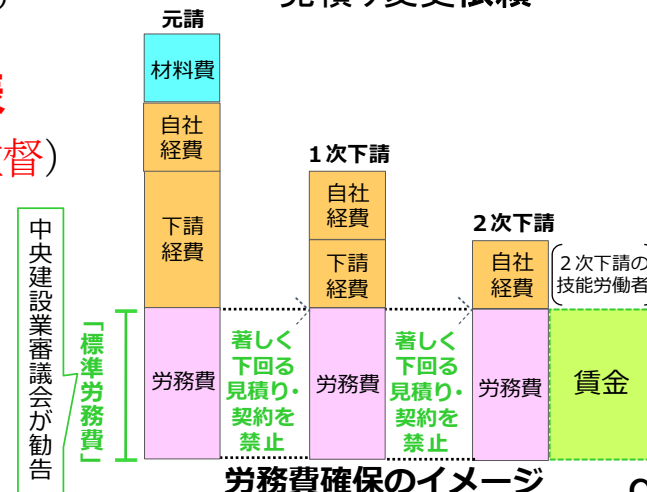
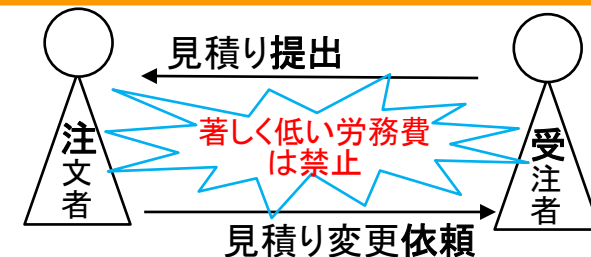


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・勧告

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

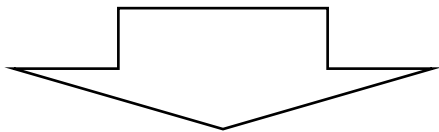
- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会 中間とりまとめ
(令和5年9月19日)(一部抜粋)

(1) 標準労務費の勧告

請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、～(略)～ 廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いるため、適正な工事实施のために計上されるべき労務費を中長期的にも持続可能な水準で設定し、これを「標準労務費」として、学識者・受注者・発注者から構成される公平中立な機関である中央建設業審議会から勧告すべきである。

(留意点)

標準的な労務歩掛等の設定に当たっては、～(略)～ 行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討を進めていくことが必要である。



標準労務費の作成のため、法案成立後に中央建設業審議会にWGを設置し、検討を行っていくこととしたい。

※国会提出中の建設業法の一部改正を含む法律案においては、
中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告できることとしているが
この規定は公布後3ヶ月以内に施行することとしている。

「標準労務費」について「基本問題小委員会中間とりまとめ」において確認された事項

- 「適正な工事实施のために計上されるべき標準的な労務費」を「中長期的にも持続可能な水準で設定」すること。
- 「請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割」をもたせること。
- 「廉売行為を規制するに当たっての参考指標」としても用いること。
- 「中央建設業審議会から勧告すべき」こと。

～標準労務費の作成・勧告に当たっての留意点～

- ・ 標準労務費の策定に当たっては、例えば、設計労務単価に工種ごとの標準的な仕様・条件（＝規格）での労務歩掛等（単位施工量当たりの作業労力・人工）を乗じる方法により、単位施工量当たりの金額として算出することを検討すべき。
- ・ 労務歩掛等は、工種ごとに様々な規格が存在していることから、工種によって幅を持たせた形で勧告すること等を検討すべき。
- ・ 標準的な労務歩掛等の設定に当たっては、それらが各種工事の実態に即しているかどうかや、国の直轄工事の歩掛等が設定されていない住宅建築工事の工種に係る算出をどのような方法で行うかなども含め、行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討を進めていくことが必要。
- ・ 労務費の相場観を形成し、廉売行為の判断基準にすると、その機能を損なわないかにも留意しつつ、標準労務費を例えば労務比率の高い工種から段階的に勧告する等の対応も検討すべき。
- ・ 標準労務費の具体的な範囲や内容等については、技能労働者の能力・資格や経験等に応じた賃金支払いの実現に十分に寄与できるよう考慮しつつ、幅広く合意を得ながら検討すべき。
- ・ 下請契約における適切な労務費等の確保のため、標準見積書、請負代金内訳書等に労務費等の内訳を明示する取組を促進すべき。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(令和6年9月19日)(抄)

Ⅱ. 建設産業の諸課題に対して当面講ずべき措置

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(3) 適切な水準の賃金の支払い確保等のための措置

- 「標準労務費」を参照した適切な水準の賃金の技能労働者への支払いや、技能労働者の社会保険への適切な加入を確保するために、法令において、建設業者に対し労働者の適切な処遇確保に努めるよう求めるとともに、標準約款に、…(略)…技能労働者の賃金及び社会保険加入状況の開示への合意に関する条項を追加することを検討すべきである。

(留意点)

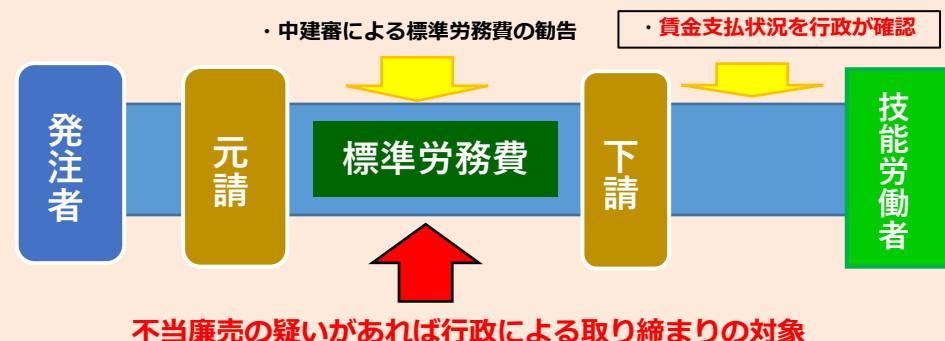
- 賃金の支払実態の「見える化」に関して、公共工事・民間工事を問わず、下請も含めた受注者における賃金の支払状況や社会保険加入状況を技能労働者の配置、施工体制等と併せて確認するための方策についても検討すべきである。
- このため、まずは国土交通省の直轄工事をはじめとする公共工事において、元請業者及び下請業者が発注者に技能労働者の賃金及び社会保険加入状況の開示を行った上で、その情報について請負契約の適正化を推進する主体である建設業を所管する行政庁に共有することで、賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討すべきである。
- その際、対応する事業者の事務作業が過大とならないように考慮するとともに、技能労働者の賃金及び社会保険加入状況が誰にどのように開示されることが適切か整理した上で、民間工事も含めた取組の波及を検討すべきである。

- 今般の建設業法の改正により、国が「適正な労務費の基準」をあらかじめ示した上で、個々の工事においてこれを著しく下回る見積りや請負契約を下請取引も含めて禁止する新たなルールを導入。
- 新たなルールに実効性を持たせ、建設技能者の処遇改善を実現するためには、発注者から支払われた労務費相当額が現場の技能労働者にまで適切に行き渡ることが重要。
- 「基本問題小委中間とりまとめ」を踏まえた、公共工事・民間工事（元請・下請）共通の、技能労働者への賃金の支払状況を確認するための仕組みの導入に向け、まずは国土交通省直轄工事において、仕組みの検討に必要な調査を実施する。

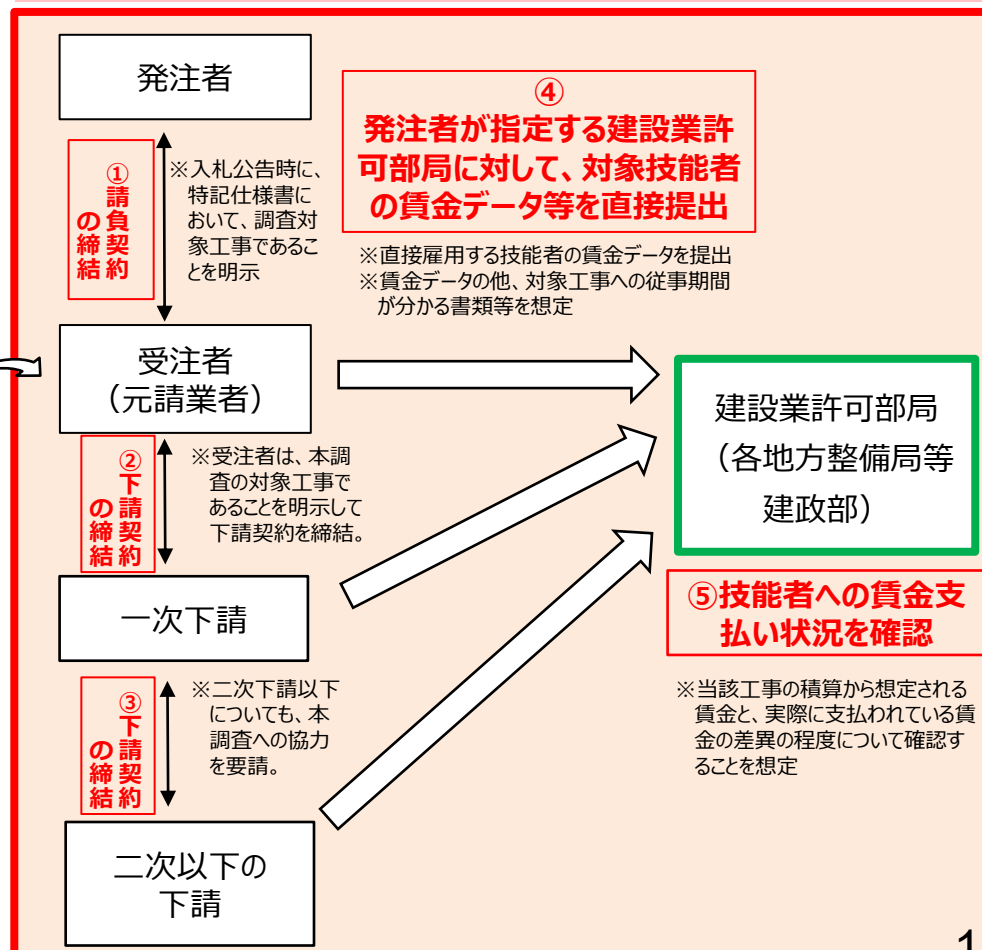
調査の概要

- 国土交通省直轄工事において、令和6年度から試行的に、技能者に対する適切な賃金の支払い状況を確認する方法について検証（確認書類の提出方法、提出時期等）するための調査を実施。
- 許可権者において、提出された賃金データと経験年数や資格等の技能者情報を照合し、技能・経験に応じた賃金の支払い状況等を確認する方法を検討するとともに、結果の公表のあり方を検討。
- 検証結果を踏まえ、段階的に取組を拡大していく。

新ルールの全体像



確認フロー



- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・ 令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・ 令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の**確認表**】

- ・ 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・ 見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「**標準見積書**」】

- ・ 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・ 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**



安全衛生経費の適切な支払

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年8月9日

不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところ です。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところ です。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型(案)】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		元請 (1次)	下請 (2次)	元請 (1次)	下請 (2次)
健康の保持・環境の形成のための措置・快適な職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)	作業現場管理				
	リスクアセスメントによる安全衛生対策				
	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処(立入禁止措置)				
	調査の実施(埋設物調査・試掘等)				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
その他	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策(仮囲い等)				

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
- ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていくこととするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】

御 見 積 書（案）

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名

工 期 令和 年 月 日

〇〇左官工業株式会社

☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

担当者

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

- 国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示
- ①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
- ②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③店で支出する安全衛生経費

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することもある。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

2023年11月、内閣官房及び公正取引委員会が
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表

国土交通省においては、本指針の周知を図るとともに、
労務費の転嫁に向けて特に対応が必要とされる業種について、本指針を踏まえた対応を要請

【総合工事業】

<指針の周知>

- ・ 業界団体を対象に説明会を実施(1月)。
- ・ 各団体から会員企業に対する本指針の周知状況を集計(3月)。
→20団体から会員企業約46,000社に対して周知したことを確認

<指針を踏まえた対応を要請>

- ・ 各業界団体に対し、各団体の自主行動計画や傘下企業のパートナーシップ構築宣言に、本指針の内容の反映等を要請(1月末)。
- ・ ① 「12の行動指針」に沿わないような行為の状況を団体が把握・集計する取組(連絡窓口の設置など)
② 当該窓口を通じて把握された状況に対する団体としての対応などについても要請。

建退共の現況とCCUS連携について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
令和6年6月

令和6年3月の建退共事業概要（中小・大手計）

1 共済契約者数				() 内は、対前年増減率			
5年度	3月末	174,673所	(0.1%)	5年度	(4月～3月)	63,785人	(▲3.1%)
	(うち加入)	5,212所	(▲1.8%)	4年度	(4月～3月)	65,836人	(5.7%)
	(うち脱退)	5,114所	(▲3.6%)				
4年度	3月末	174,575所	(0.0%)				
2 被共済者数				退職金支払関係			
5年度	3月末	2,122,814人	(▲0.7%)	支払人数			
	(うち加入)	105,230人	(2.9%)	5年度	(4月～3月)	59,329百万円	(▲1.6%)
	(うち脱退)	119,385人	(▲2.0%)	4年度	(4月～3月)	60,307百万円	(4.6%)
4年度	3月末	2,136,969人	(▲0.9%)	支払総額			
3 手帳更新状況				5年度	(4月～3月)	930千円	(1.5%)
5年度	(4月～3月)	644,149人	(▲0.7%)	4年度	(4月～3月)	916千円	(▲1.0%)
4年度	(4月～3月)	648,866人	(▲4.2%)	平均額			
4 掛金収納額				5年度	(4月～3月)	12,810千円	(5年9月)
5年度	(4月～3月)	58,104百万円	(0.8%)	(参考) 最高支給額			
4年度	(4月～3月)	57,620百万円	(0.4%)	支給額1,000万円以上			
				35件 (令和4年度)			
				26件 (令和5年度)			
				6 資産運用残高			
				5年度	(3月末)	10,896億円	(3.0%)
				4年度	(3月末)	10,580億円	(▲1.0%)

※掛金収納額については、令和2年12月以降、
証紙販売額と電子申請方式による被共済者への
掛金充当額との合算額である。

最近の建退共における加入目標及び実績

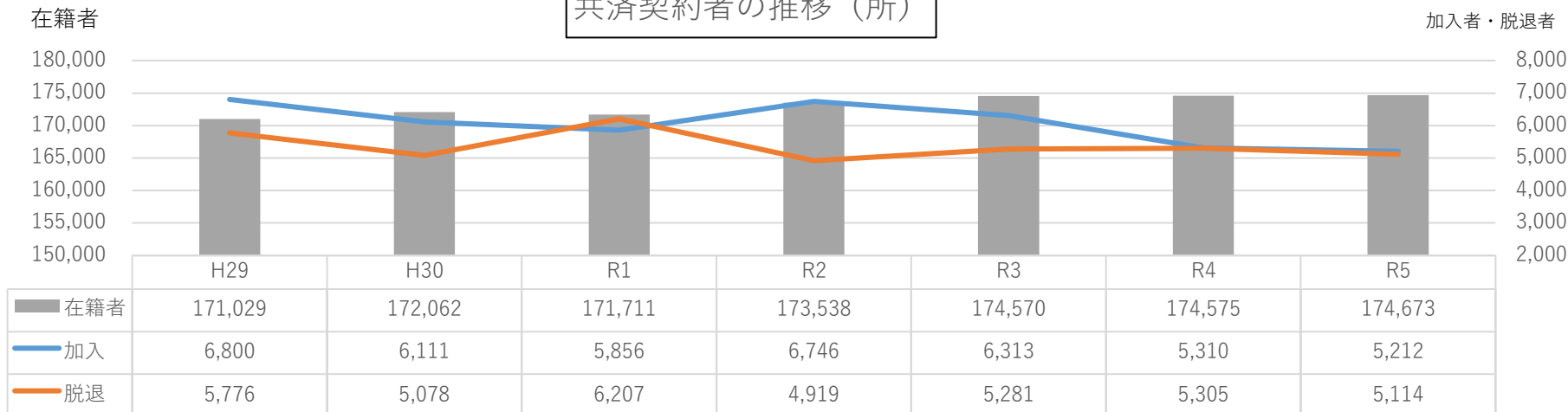
(単位：人)

	第3期 加入目標545,000人 実績606,285人					第4期 加入目標545,000人 実績548,381人					第5期 加入目標476,000人
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	117,000	113,000	109,000	105,000	101,000	112,000	110,000	109,000	108,000	106,000	99,000
実績	125,590	129,734	120,860	115,381	114,720	108,728	113,293	116,689	107,403	102,268	105,230 (達成率103.2%)

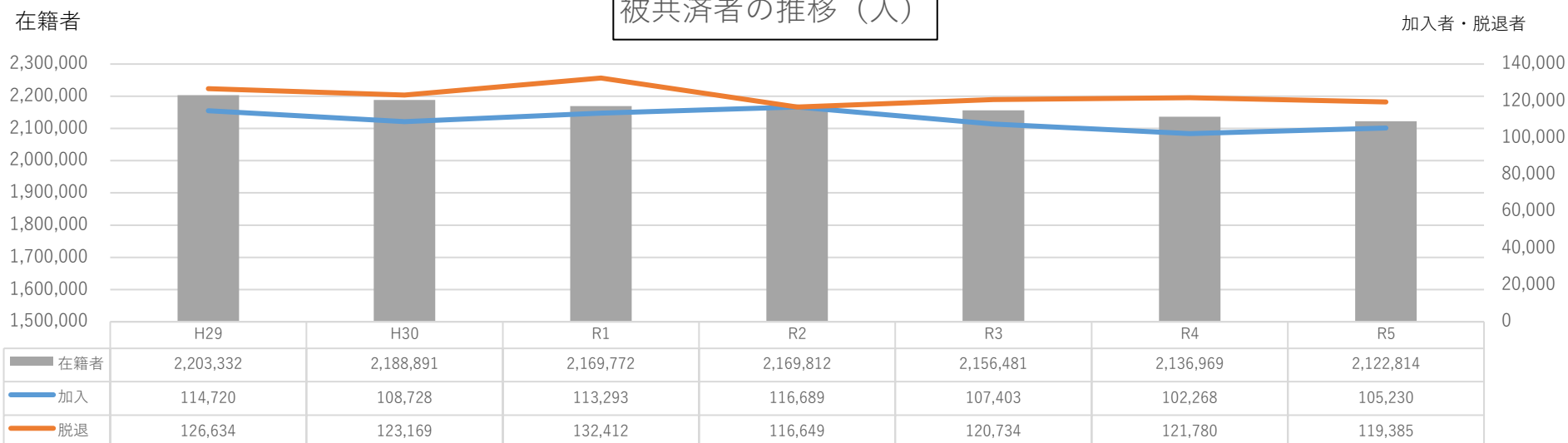
建退共制度の現状 ～共済契約者数、被共済者数等の推移～

- 最近における共済契約者及び被共済者の数は、ほぼ横ばい傾向

共済契約者の推移（所）



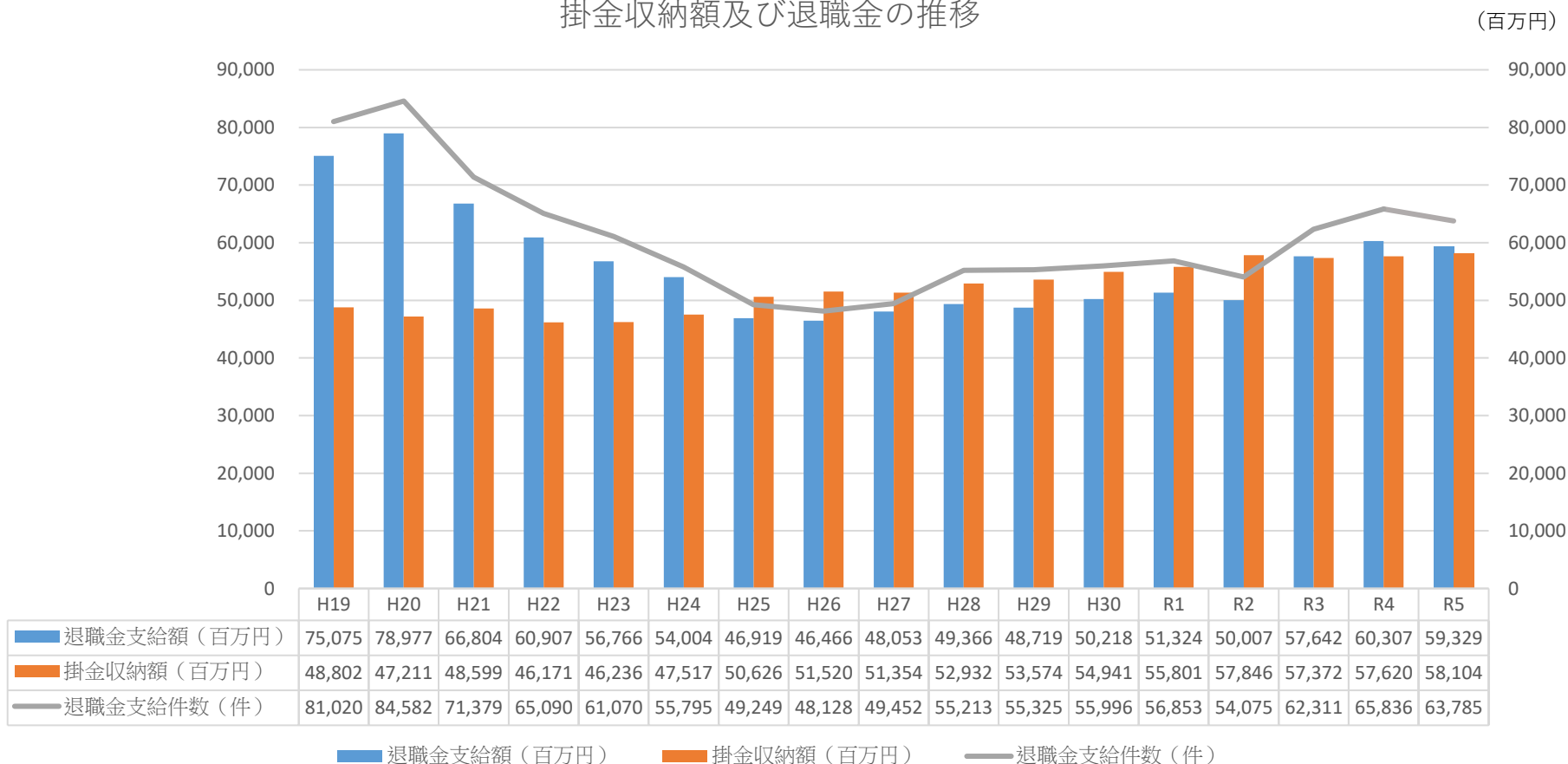
被共済者の推移（人）



建退共制度の現状 ～掛金収入、退職金支給の推移～

- 退職金支給件数及び支給額は、令和3年度以降、退職金支給額が掛金収納額を上回って推移している

掛金収納額及び退職金の推移



建退共の電子申請方式の利用促進に向けて

現状・課題

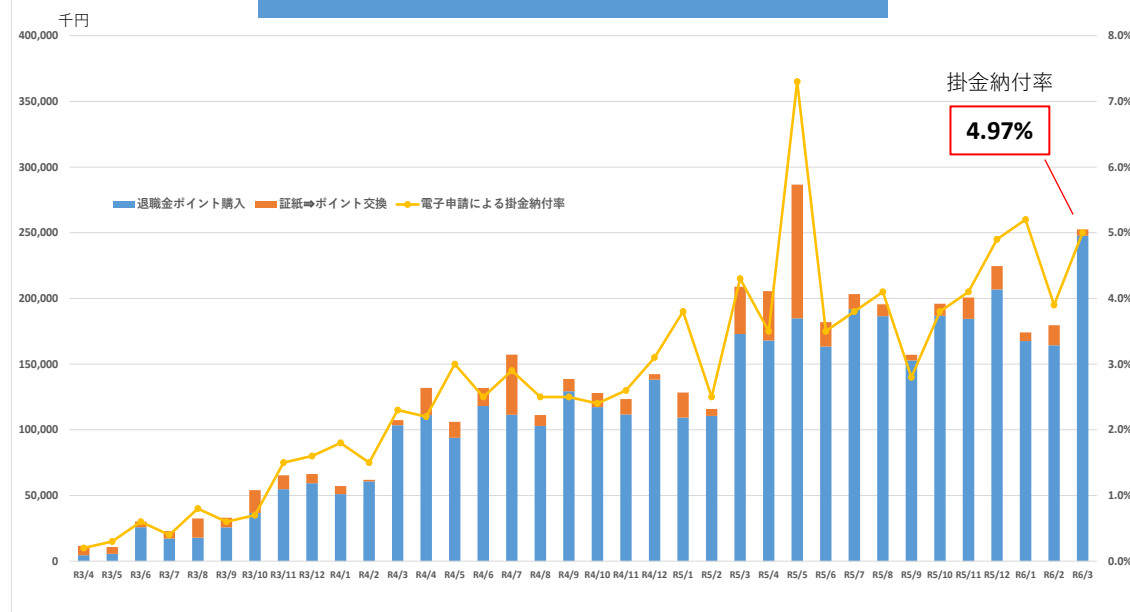
電子申請方式の利用状況（令和6年3月末）

共済契約者数（A）	174,673所
電子申請専用サイト ログイン数（B）	41,403所
全共済契約者 におけるログイン率（B/A）	23.70%

オンライン申請

添付書類を必要としない共済手帳申込等のオンライン申請を導入（令和3年10月～利用開始）
オンライン申請による共済手帳申込実績
令和5年4～3月末 3,456名（延べ2,304社）

電子申請による掛金納付率の推移



※掛金納付率は、月毎の掛金収入額に対し、電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの購入額（証紙からの交換含む）が占める割合で表示

中期目標期間における主な取組（令和5～9年度）

①CCUSとの更なる連携強化

CCUSとデータの提供・共有による情報の補完。
建退共未加入事業者（民間工事を主体とする事業者等）に対する加入促進への活用。

②オンライン申請の拡充

手帳更新申請等、添付書類が必要な手続きについてもオンライン申請を拡充。
操作画面上での簡易審査の導入。

③電子申請普及のためのモデル地区設置

モデル地区（宮城県・群馬県・沖縄県）を選定、電子申請専用の相談窓口を設置。
集中的に普及促進。

④ニーズに応じた説明会の開催

パソコンに不慣れな担当者向けやCCUSとの連携に特化した操作方法など様々な必要性に対応した説明会を実施。

⑤事務手続きの簡素化

建設業許可番号情報との自動連携による住所変更等の手続きのワンストップサービスを導入。

電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）率50%以上
電子申請による掛金納付率30%以上

令和5年度掛金納付率の
目標6%に対し4.97%
（達成率83.3%）

建退共制度の現状 ～電子申請の利用状況～

都道府県別・企業規模別電子申請の利用状況

令和6年3月末現在

都道府県	共済契約者数	電子申請 (ログイン) 利用契約者数	電子申請 利用率	掛金充当 利用契約者数	掛金充当 利用率
北海道	9,675	2,815	29.10%	1,730	17.88%
青森県	2,622	662	25.25%	167	6.37%
岩手県	2,211	678	30.66%	277	12.53%
宮城県	4,578	1,224	26.74%	623	13.61%
秋田県	1,629	514	31.55%	179	10.99%
山形県	2,359	493	20.90%	186	7.88%
福島県	3,839	967	25.19%	317	8.26%
茨城県	3,938	946	24.02%	230	5.84%
栃木県	2,570	578	22.49%	100	3.89%
群馬県	2,306	610	26.45%	215	9.32%
埼玉県	6,048	1,244	20.57%	353	5.84%
千葉県	5,253	1,345	25.60%	477	9.08%
東京都	9,337	2,298	24.61%	669	7.17%
神奈川県	6,749	1,577	23.37%	463	6.86%
新潟県	3,017	1,035	34.31%	300	9.94%
富山県	1,732	491	28.35%	63	3.64%
石川県	1,835	463	25.23%	184	10.03%
福井県	1,718	495	28.81%	85	4.95%
山梨県	1,558	321	20.60%	95	6.10%
長野県	2,571	709	27.58%	128	4.98%
岐阜県	2,742	869	31.69%	306	11.16%
静岡県	4,186	1,196	28.57%	355	8.48%
愛知県	5,927	1,398	23.59%	453	7.64%
三重県	3,002	706	23.52%	260	8.66%

都道府県	共済契約者数	電子申請 (ログイン) 利用契約者数	電子申請 利用率	掛金充当 利用契約者数	掛金充当 利用率
滋賀県	2,569	494	19.23%	71	2.76%
京都府	4,314	801	18.57%	187	4.33%
大阪府	14,365	2,178	15.16%	788	5.49%
兵庫県	8,303	1,588	19.13%	356	4.29%
奈良県	2,724	390	14.32%	148	5.43%
和歌山県	2,223	419	18.85%	85	3.82%
鳥取県	965	288	29.84%	90	9.33%
島根県	1,254	425	33.89%	242	19.30%
岡山県	2,629	842	32.03%	367	13.96%
広島県	3,896	945	24.26%	284	7.29%
山口県	2,356	806	34.21%	409	17.36%
徳島県	2,188	358	16.36%	107	4.89%
香川県	1,348	360	26.71%	98	7.27%
愛媛県	2,437	539	22.12%	99	4.06%
高知県	1,566	386	24.65%	112	7.15%
福岡県	9,530	2,012	21.11%	397	4.17%
佐賀県	1,474	392	26.59%	209	14.18%
長崎県	2,707	861	31.81%	321	11.86%
熊本県	3,880	852	21.96%	163	4.20%
大分県	2,736	567	20.72%	72	2.63%
宮崎県	2,507	587	23.41%	167	6.66%
鹿児島県	3,659	807	22.06%	206	5.63%
沖縄県	3,641	872	23.95%	267	7.33%
計	174,673	41,403	23.70%	13,460	7.71%

・赤字は、全国平均より高い比率の都道府県

	共済契約者数	電子申請 (ログイン) 利用契約者数	電子申請 利用率	掛金充当 利用契約者数	掛金充当 利用率
中小企業	173,940	41,148	23.66%	13,415	7.71%
大手企業	733	255	34.79%	45	6.14%
2023年度末累計	174,673	41,403	23.70%	13,460	7.71%
【参考】					
2022年度末累計	174,575	8,876	5.08%	8,003	4.58%

建退共制度の現状 ～電子申請の利用状況～

都道府県別・掛金拠出者別電子申請の掛金充当状況 (2023年度)

都道府県	証紙購入額	掛金充当額	掛金納付率	都道府県	証紙購入額	掛金充当額	掛金納付率
北海道	3,043,664,320	215,908,630	6.62%	滋賀県	527,052,800	6,576,640	1.23%
青森県	962,876,160	15,941,100	1.63%	京都府	717,238,080	10,237,380	1.41%
岩手県	1,061,327,680	24,165,440	2.23%	大阪府	2,569,287,360	42,717,100	1.64%
宮城県	1,956,840,640	75,615,590	3.72%	兵庫県	1,888,122,240	22,284,700	1.17%
秋田県	709,102,080	17,419,990	2.40%	奈良県	368,330,880	6,777,050	1.81%
山形県	810,891,840	25,634,920	3.06%	和歌山県	670,616,000	9,448,320	1.39%
福島県	1,300,799,680	15,727,680	1.19%	鳥取県	459,112,640	7,056,000	1.51%
茨城県	1,319,830,720	50,009,620	3.65%	島根県	588,397,760	33,937,960	5.45%
栃木県	804,561,280	11,887,940	1.46%	岡山県	939,299,840	62,200,160	6.21%
群馬県	732,036,160	15,567,860	2.08%	広島県	1,218,565,120	40,943,960	3.25%
埼玉県	2,116,264,960	39,459,690	1.83%	山口県	908,251,840	62,002,790	6.39%
千葉県	1,728,160,640	46,782,070	2.64%	徳島県	566,336,640	4,167,790	0.73%
東京都	4,749,521,600	750,406,670	13.64%	香川県	452,381,760	49,469,600	9.86%
神奈川県	1,639,438,720	29,178,250	1.75%	愛媛県	739,871,680	1,741,760	0.23%
新潟県	1,440,633,280	52,868,570	3.54%	高知県	462,633,600	6,581,760	1.40%
富山県	572,141,760	6,044,800	1.05%	福岡県	2,385,352,640	31,338,210	1.30%
石川県	624,930,240	9,397,760	1.48%	佐賀県	619,049,600	16,054,210	2.53%
福井県	650,464,640	11,883,200	1.79%	長崎県	1,021,444,800	9,149,170	0.89%
山梨県	524,154,240	9,507,980	1.78%	熊本県	1,187,844,800	7,597,860	0.64%
長野県	903,147,520	45,070,930	4.75%	大分県	845,206,080	6,110,870	0.72%
岐阜県	843,554,880	20,224,610	2.34%	宮崎県	907,464,960	13,629,970	1.48%
静岡県	1,282,108,480	30,875,520	2.35%	鹿児島県	1,254,963,520	26,661,590	2.08%
愛知県	2,205,680,960	28,985,590	1.30%	沖縄県	1,419,290,880	29,110,970	2.01%
三重県	940,130,560	19,685,760	2.05%	計	55,638,378,560	2,074,045,990	3.59%

・赤字は、全国平均より高い比率の都道府県

	証紙購入額	掛金充当額	掛金納付率
中小企業	48,495,904,960	1,288,277,800	2.59%
大手企業	7,142,473,600	785,768,190	9.91%
2023年度計	55,638,378,560	2,074,045,990	3.59%

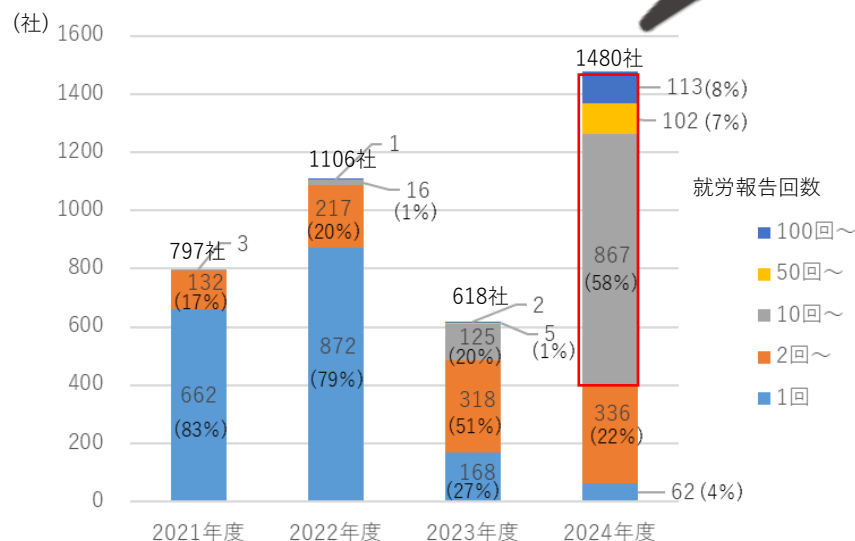
【参考】

2022年度計	56,242,516,800	1,300,010,470	2.26%
----------------	-----------------------	----------------------	--------------

電子申請方式の利用状況（掛金拠出者・元請）

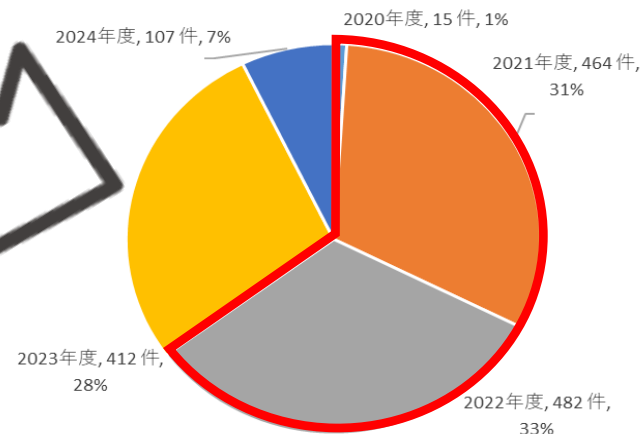
掛金拠出者の数（最終利用年度ごと）・就労報告回数

- ・これまでに電子申請により掛金充当した掛金拠出者（4001事業者）
- ・直近2024年（4月・5月）に掛金を充当した拠出者のうち、累計報告回数が10回以上の会社は全体の7割以上。
- ・電子申請を繰り返し利用している会社の割合が増加。



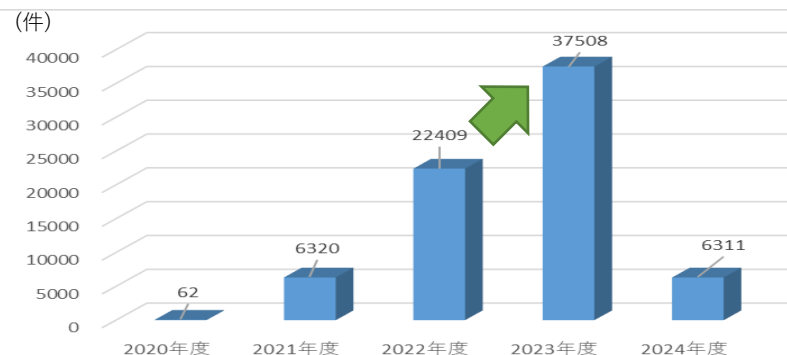
掛金拠出者の電子申請利用開始年度

- ・2024年度（4月・5月）の掛金拠出者を利用開始年度で分類
- ・直近で利用している会社の6割以上は、3年以上継続して利用している。



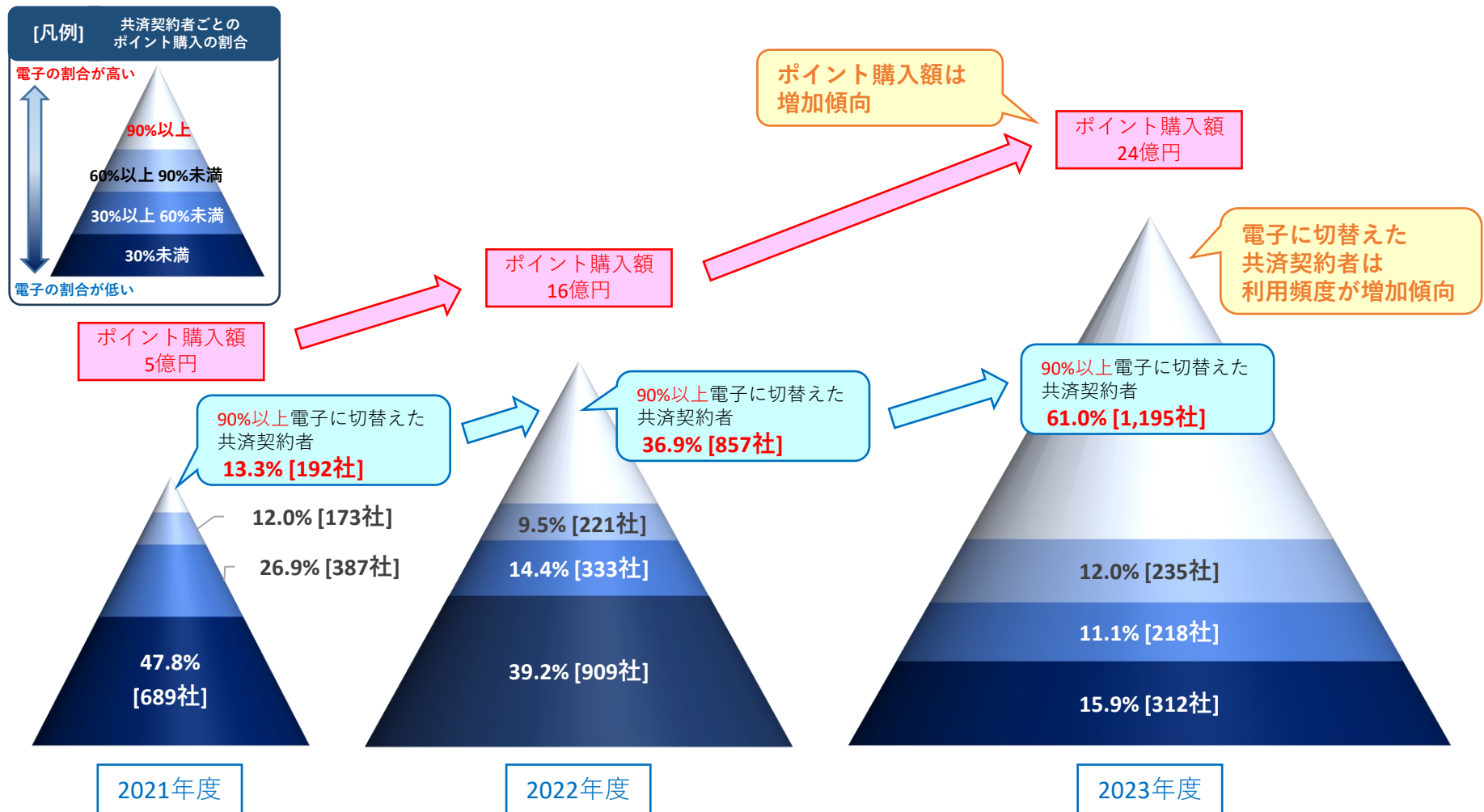
就労報告数

- ・これまでに累積72,000件の就労報告
- ・2023年度は、前年度から67%増加



共済契約者ごとの電子申請方式利用率（2021年度～2023年度の推移）

- 電子申請を利用し始めると、その利便性から電子による掛金納付の割合が高くなり、電子に切り替えた共済契約者の6割以上が掛金の90%以上を電子申請で購入している。



様々なアプローチから電子申請方式普及への働きかけ

「公共工事における建退共電子化の必要性」について、以下のとおり発注部局（国や都道府県）に説明し、理解を得られるよう依頼しているところ。

公共工事における建退共電子化の必要性

証紙貼付方式では、当該工事契約時に購入した証紙が確実かつ円滑に該当する現場作業員に貼付されることを十分に担保する仕組みとまでは言えず、発注者が完了検査時に各々の書類の記録を照合・審査する必要がある。一方、電子申請方式では、当該工事に対して購入した退職金ポイントが、該当する現場作業員に充当されたことを証する書面が電子申請専用サイトで自動作成されるため確認作業が軽減される。

	証紙貼付方式	電子申請方式	電子化のメリット
工事契約時	○掛金収納書（手入力） 金融機関で発行した掛金収納書を台紙に貼って提出	➡ ○掛金収納書（電子署名付 自動作成） 電子申請専用サイトで購入手続きを行い支払いが完了すると自動作成	○電子申請専用サイト上で掛金納付を行うと、証明する書類が自動作成されるため <u>偽造の恐れがない</u> 。（証紙貼付方式では過去に偽造事例あり。）
工事完成時	○掛金充当実績総括表（手入力）	➡ ○掛金充当実績総括表（電子署名付 自動作成）	○電子申請専用サイト上で発行される書類は、 <u>当機構が真正性を担保</u> したことを証する電子署名が付与される。
	○工事別共済証紙受払簿（手入力） 証紙購入や下請への払出状況を記載		
	○共済手帳の写し（手作業） 全ての現場労働者の共済手帳ごとに当該工事分として貼付した部分をコピーして提出	➡ ○掛金充当書（電子署名付 自動作成） 当該工事に携わった業者別、現場作業員別に自動作成された掛金充当書を確認することが可能	○当該工事の現場労働者に対する掛金充当状況の確認作業が容易。これまでの共済手帳の写しと受払簿等の記録を照合し証紙貼付状況を確認する <u>膨大な作業が不要</u> となる。 （確認作業が1/10程度に軽減（機構試算））

証紙の不正利用の防止

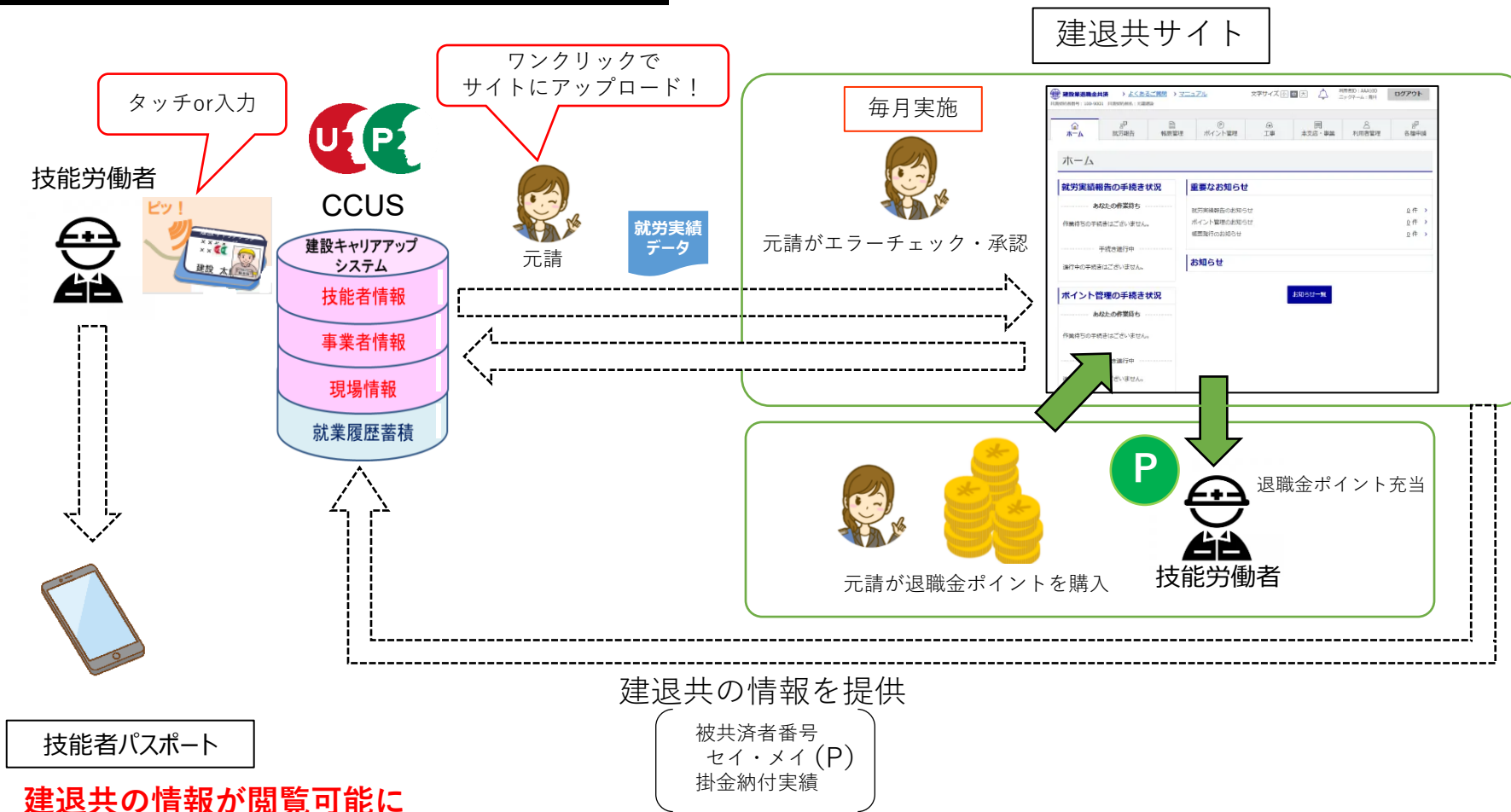
証紙貼付方式では、過去に、掛金収納書の偽造や、偽造証紙の貼付、下請に証紙を交付せず金券ショップやインターネットオークション等に販売する等の不正利用が発生。電子申請方式では、電子申請専用サイト上で書類が自動作成される他、退職金ポイントの売買ができないことから、不正利用の防止が徹底される。

工事関係書類の電子データ化

発注者において、工事関係書類の原則電子データ化を進める中、上記で述べたとおりの必要性・メリットがある建退共の電子申請方式についても、その導入・徹底を推進していただきたい。

建退共とCCUSのさらなる連携について

電子申請の再構築（イメージ）



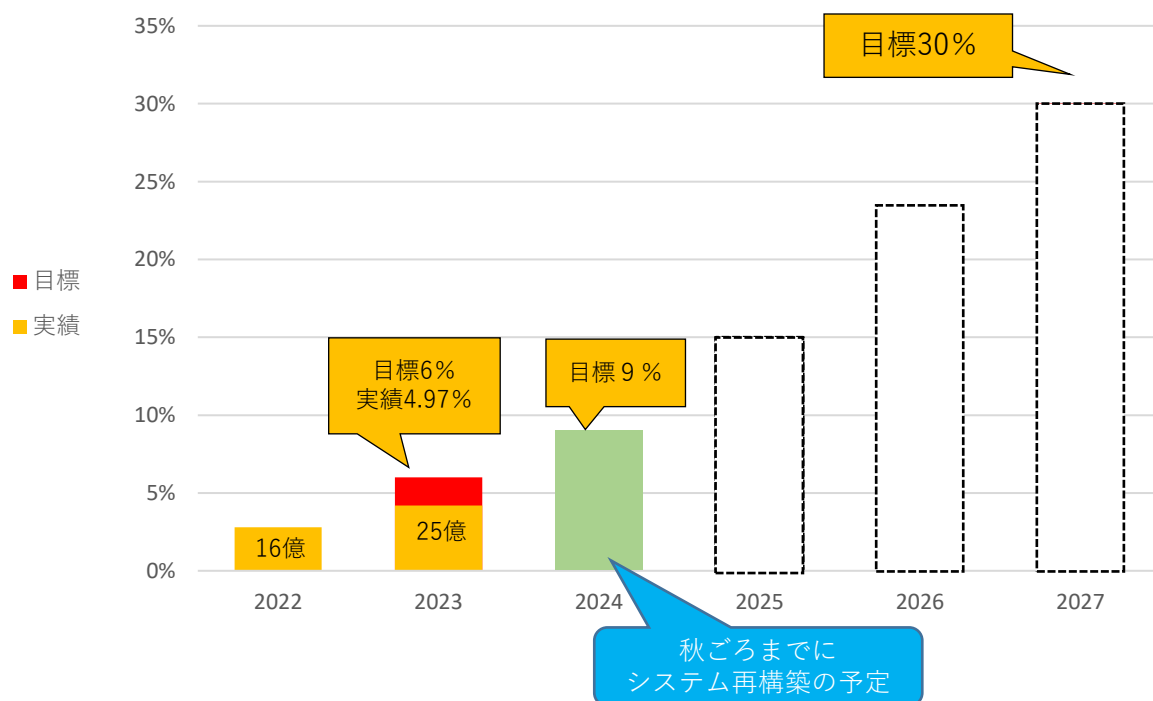
CCUSとの連携により、事務負担を軽減するとともに
建退共掛金の状況が見える化

2025年（令和7年）秋から
新システムを供用開始予定

2023年度は、電子申請による掛金納付率6%の目標に対して4.97%（達成率83.3%）と未達

電子導入が進んでいない企業へのヒアリング結果

- ✓ 現在のシステムは、ツールのダウンロードや元下間でのファイルのやり取りなど使いづらい
- ✓ 導入時における下請企業を含む関係者への説明や問い合わせ等が手間（人手不足）
- ✓ 現場担当者が高齡で電子申請に抵抗感がある
- ✓ 電子申請導入の手間に見合うインセンティブがあるとよい



- 全ての大手企業が電子に移行したとしても15%程度。
- 中期目標の2027年度までに電子申請による掛金納付率を30%とする目標を達成するには、大手だけでなく、多くの中小企業も電子申請に移行してもらう必要がある。
- 2024年秋にシステム再構築を行い、現在のシステムの使い勝手を改善する予定ではあるが、それだけでは十分な対応とは言えず、更なる対策を行う必要がある。

(注) 大手企業（特別共済契約者）・・・資本金3億円以上かつ従業員300人以上の企業 約730社が加入

一人親方の取組に関する申合せ（案）

過度な重層下請構造の是正、技能者の処遇改善と技能向上を図るため、令和6・7年度においては、次のとおり、一人親方対策を講ずることを申し合わせます。

一、 規制逃れを目的とした一人親方対策**【一人親方の実態把握・業界への情報共有】**

- ・国土交通省は、
 - － 働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含め、定期的に一人親方の実態把握を行い、適切に業界へ情報提供すること、
 - － 労働安全衛生規則等の改正により、事業者が一人親方に危険・有害な作業を請け負わせる場合、その使用する労働者と同等の保護が図られるよう、適切な措置を実施することが義務付けられていることを周知すること、等により、規制逃れを目的とした一人親方化の進行を防止する。
- ・国土交通省は、規制逃れを目的とした一人親方化の問題に関して、「地方において理解が十分ではない」、「発注者においても理解していないケースがある」ことを踏まえて、一人親方本人・建設業者に加えて、発注者も対象に、地方部を重点的な対象として、説明会・リーフレット配布等を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・建設業団体は、一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めているチェックリスト等の活用を拡大するものとし、現行の活用率約2割を約5割に高めることを目指す。このため、国土交通省も、チェックリストが、一人親方が入場する全ての工事現場で活用されるよう、建設業団体を通じた周知に加え、CCUS に登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。

- ・建設業団体は、チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、
 - － 下請企業において、雇用契約の締結（社員化）が徹底されるよう、
 - － 元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いとするよう、取り組む。
- ・取組の徹底にあたっては、一人親方・下請企業だけでなく、元請企業・発注者・関係省庁一体となって推進する。その際、国土交通省は、元請・下請企業に対し、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、労働関係法令の規制を逃れる目的で一人親方として請負契約を結ぶことがいわゆる偽装請負に該当しうることを周知徹底する。
- ・国土交通省は労働者性の判断に関する問い合わせ対応の強化のため、厚生労働省と連携する。
- ・国土交通省は、取組の推進により、適正な一人親方まで排除されることがないように、適切な対応を業界へ周知するよう取り組む。

【適正な一人親方か否かの判断をしやすくするための検討】

- ・令和８年度以降に適正でない一人親方の目安を策定するため、検討を進める。その際、目安を CCUS レベル等の技能レベルによって示すこともあわせて検討し、国土交通省・建設業団体は、CCUS の能力評価を推進する。
- ・国土交通省は、CCUS の登録情報を活用して、チェックリスト等の確認を簡易に行うための措置を講じる。

二、 一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・建設業団体は、下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、下請企業が一人親方と書面で契約するよう徹底する。

- ・国土交通省は、一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・国土交通省は、技能者が一人親方になるか否かを慎重に判断できるよう、たとえば一人親方となった場合と引き続き社員である場合の区分に応じ、年金を含む収入にどの程度の差異が出るかを試算できるソフトを提供するなど、一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す。
- ・その上で、国土交通省及び建設業団体は、一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方化のメリット・デメリットを理解できるよう、技能者への説明等に取り組む。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・国土交通省は、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費を適切に価格転嫁し、技能者を雇用する建設業者に法定福利費が行き渡るよう、改正建設業法に基づき、労務費に加えて法定福利費についても、確保・行き渡り策の対象とすることを検討する。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・国土交通省は、建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、特に取組が遅れている自治体工事などを対象に工期の平準化の取組を強化する。

令和6年6月20日

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会